

令和8年3月9日

令和8年第1回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

	江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙について
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 7 号))
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 8 号))
議案第 3 号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 4 号	村道路線の廃止について
議案第 5 号	村道路線の認定について
議案第 6 号	美浦村犯罪被害者等支援条例
議案第 7 号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例
議案第 10 号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	美浦村学校給食費の無償化に関する条例
議案第 12 号	美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 14 号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例
議案第 15 号	美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例
議案第 16 号	美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第 17 号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
議案第 18 号	美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改 正する条例
議案第 19 号	公の施設の指定管理者の指定について (大山湖畔公園)
議案第 20 号	公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
議案第 21 号	令和 7 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号)
議案第 22 号	令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 23 号	令和 7 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 24 号	令和 7 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 25 号	令和 7 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議案第26号	令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第27号	令和8年度美浦村一般会計予算
議案第28号	令和8年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第29号	令和8年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第30号	令和8年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号	令和8年度美浦村水道事業会計予算
議案第32号	令和8年度美浦村下水道事業会計予算
議案第33号	令和8年度美浦村電気事業会計予算

江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙について

江戸崎地方衛生土木組合同規約第6条第2項の規定に基づき、組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和8年3月9日提出

美浦村議会議長 山崎 幸子

当選人

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村〇〇〇

氏 名 葉梨 昭一
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

令和8年専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

美浦村長 中 島 栄

令和7年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

令和7年度美浦村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,757,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		436,221	11,294	447,515
	3 県委託金	64,016	11,294	75,310
歳入合計		7,745,770	11,294	7,757,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,605,127	11,294	1,616,421
	1 総務管理費	1,301,796	△489	1,301,307
	4 選挙費	23,089	11,783	34,872
歳 出 合 計		7,745,770	11,294	7,757,064

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	436,221	11,294	447,515
歳入合計	7,745,770	11,294	7,757,064

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,605,127	11,294	1,616,421	11,294			
歳 出 合 計	7,745,770	11,294	7,757,064	11,294			

2 歳 入
(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費県委託金	55,195	11,294	66,489
計	64,016	11,294	75,310

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 選挙費委託金	11,294	10 衆議院議員選挙費委託金 11,294

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 財政調整基金費	98,481	△489	97,992				△489
計	1,301,796	△489	1,301,307				△489

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	△489	2 財政調整基金費 △489 24 積立金 △489 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

4 衆議院議員選挙費	0	11,783	11,783	11,294			489
------------	---	--------	--------	--------	--	--	-----

1 報酬	672	2 衆議院議員選挙費 11,783 1 報酬 672 3 非常勤職員報酬 1 投票・開票管理者 153 2 投票・開票立会人 519 3 職員手当等 4,340 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当 4,290 2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム) 50 7 報償費 84 1 報償金 3 事業協力者謝礼 8 旅費 41 1 費用弁償 1 費用弁償 10 需用費 1,867 1 消耗品費 1,140 1 消耗品費 3 食糧費 263 1 食糧費 4 印刷製本費 464 1 印刷製本費 11 役務費 964 1 通信運搬費 848 1 郵便料 4 手数料 116 15 チラシ折り込み手数料 12 委託料 2,550 2 保守点検委託料 316 14 枚数計算機点検委託料 5 業務委託料 2,161 1 業務委託料 7 電算処理委託料 73 1 電算処理委託料 13 使用料及び賃借料 145 1 使用料 100 10 システム使用料 2 賃借料 45 6 会場借上料 30 8 自動車借上料 15 17 備品購入費 1,100					
3 職員手当等	4,340						
7 報償費	84						
8 旅費	41						
10 需用費	1,867						
11 役務費	964						
12 委託料	2,550						
13 使用料及び賃借料	145						
17 備品購入費	1,100						
18 負担金補助及び交付金	20						

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(4 衆議院議員選挙費)							
計	23,089	11,783	34,872	11,294			489

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 庁用器具費 10 庁用器具費(資産) 18 負担金補助及び交付金 5 負担金 15 市町村非常勤職員公務災害補償
		20

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
	議 員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
	その他の 特別職	756	38,005						38,005		38,005	
	計	770	79,789	13,920	17,852			1,966	113,527	13,161	126,688	
補正前	長 等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
	議 員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
	その他の 特別職	698	37,333						37,333		37,333	
	計	712	79,117	13,920	17,852			1,966	112,855	13,161	126,016	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	58	672						672		672	
	計	58	672						672		672	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>110</u>) 159	155,059	593,680	476,286	1,225,025	217,406	1,442,431	
補正前	(<u>110</u>) 159	155,059	593,680	471,946	1,220,685	217,406	1,438,091	
比較	(<u> </u>)			4,340	4,340		4,340	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,872	6,620	9,526	50,400	1,092	16,648	153,795	136,114	12,475	79,744	
	補正前	9,872	6,620	9,526	46,060	1,092	16,648	153,795	136,114	12,475	79,744	
	比較				4,340							

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>9</u>) 122		494,250	372,832	867,082	160,033	1,027,115	
補正前	(<u>9</u>) 122		494,250	368,542	862,792	160,033	1,022,825	
比較	(<u> </u>)			4,290	4,290		4,290	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,872	6,620	7,891	45,852	1,092	16,648	109,966	98,585	10,463	65,843	
	補正前	9,872	6,620	7,891	41,562	1,092	16,648	109,966	98,585	10,463	65,843	
	比較				4,290							

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>101</u> 37)	155,059	99,430	103,454	357,943	57,373	415,316	
補 正 前	(<u>101</u> 37)	155,059	99,430	103,404	357,893	57,373	415,266	
比 較	(<u> </u>)			50	50		50	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,635	4,548			43,829	37,529	2,012	13,901	
	補 正 前			1,635	4,498			43,829	37,529	2,012	13,901	
	比 較				50							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 131 人 人 131 人 補正前 131 人 人 131 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	4,290	制度改正に伴う増減分	扶養手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	
		その他の増減分	4,290 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 退職手当	4,290

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和8年1月1日現在	平均給料月額	338,701	291,167
	平均給与月額	387,887	308,390
	平均年令	42歳 2月	55歳 10月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	335,819	290,667
	平均給与月額	389,106	311,898
	平均年令	42歳 1月	55歳 9月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	188,000	185,700	188,000	185,700
大 学 卒	220,000	-	220,000	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年1月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 27	() 22.7%			
	2	() 18	() 15.1%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和7年12月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 21	() 17.6%			
	2	() 24	() 20.2%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
補 正 前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数 (人)	131
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和8年専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月4日

美浦村長 中 島 栄

令和7年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

令和7年度美浦村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,124,237千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月4日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		662,651	132,298	794,949
	2 国庫補助金	201,132	132,298	333,430
16 県支出金		447,515	6,513	454,028
	2 県補助金	150,269	6,513	156,782
18 寄附金		480,801	200,000	680,801
	1 寄附金	480,801	200,000	680,801
19 繰入金		383,081	28,362	411,443
	2 基金繰入金	367,103	28,362	395,465
歳入合計		7,757,064	367,173	8,124,237

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,616,421	199,739	1,816,160
	1 総務管理費	1,301,307	199,739	1,501,046
3 民生費		2,231,885	14,913	2,246,798
	1 社会福祉費	1,491,369	8,400	1,499,769
	2 児童福祉費	740,416	6,513	746,929
6 商工費		47,082	152,521	199,603
	1 商工費	47,082	152,521	199,603
歳 出 合 計		7,757,064	367,173	8,124,237

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	662,651	132,298	794,949
16 県支出金	447,515	6,513	454,028
18 寄附金	480,801	200,000	680,801
19 繰入金	383,081	28,362	411,443
歳入合計	7,757,064	367,173	8,124,237

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,616,421	199,739	1,816,160			200,000	△261
3 民生費	2,231,885	14,913	2,246,798	13,482			1,431
6 商工費	47,082	152,521	199,603	125,329			27,192
歳 出 合 計	7,757,064	367,173	8,124,237	138,811		200,000	28,362

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	81,693	132,298	213,991
計	201,132	132,298	333,430

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	93,187	6,513	99,700
計	150,269	6,513	156,782

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	414,001	200,000	614,001
計	480,801	200,000	680,801

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 財政調整基金繰入金	0	28,362	28,362
計	367,103	28,362	395,465

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	132,298	82 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	132,298

4 児童福祉費補助金	6,513	60 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金	6,513
------------	-------	-----------------------------	-------

1 指定寄附金	200,000	15 美浦村ふるさと応援寄附金	200,000
---------	---------	-----------------	---------

1 財政調整基金繰入金	28,362	5 財政調整基金繰入金	28,362
-------------	--------	-------------	--------

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 財政調整基金費	97,992	△97,991	1				△97,991
7 企画費	396,063	97,730	493,793				97,730
17 ふるさと応援基金費	400,010	200,000	600,010			200,000	
計	1,301,307	199,739	1,501,046			200,000	△261

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	381,981	8,400	390,381	6,969			1,431
計	1,491,369	8,400	1,499,769	6,969			1,431

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	157,578	6,513	164,091	6,513			
計	740,416	6,513	746,929	6,513			

(単位：千円)

区 分	金 額	説 明
24 積立金	△97,991	2 財政調整基金費 △97,991 24 積立金 △97,991 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金
7 報償費	60,000	7 ふるさと応援寄附金事業費 97,730 7 報償費 60,000 2 賞賜金 1 記念品代
11 役務費	770	11 役務費 770 4 手数料
13 使用料及び賃借料	36,960	55 公金払い手数料 13 使用料及び賃借料 36,960 1 使用料 10 システム使用料
24 積立金	200,000	2 ふるさと応援基金費 200,000 24 積立金 200,000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

18 負担金補助及び交付金	8,400	70 福祉施設等物価高騰対策事業費 8,400 18 負担金補助及び交付金 8,400 10 補助金 35 医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援金
---------------	-------	--

3 職員手当等	310	81 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費 6,513 3 職員手当等 310 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
10 需用費	5	10 需用費 5 1 消耗品費
11 役務費	22	11 役務費 22 1 通信運搬費 1 郵便料
12 委託料	176	4 手数料 14 33 口座振込手数料 12 委託料 176 7 電算処理委託料
18 負担金補助及び交付金	6,000	1 電算処理委託料 18 負担金補助及び交付金 6,000 10 補助金 10 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工振興費	12,580	152,521	165,101	125,329			27,192
計	47,082	152,521	199,603	125,329			27,192

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		7 食料品等物価高支援給付金給付事業費	152,521
3 職員手当等	600	3 職員手当等	600
		5 時間外勤務手当	
		1 時間外勤務手当	
10 需用費	1,000	10 需用費	1,000
		1 消耗品費	500
		1 消耗品費	
11 役務費	3,779	4 印刷製本費	500
		1 印刷製本費	
12 委託料	6,697	11 役務費	3,779
		1 通信運搬費	2,492
		1 郵便料	
		4 手数料	1,287
13 使用料及び賃借料	445	33 口座振込手数料	
		12 委託料	6,697
		5 業務委託料	4,182
		1 給付事務委託料	
18 負担金補助及び交付金	140,000	7 電算処理委託料	2,515
		1 電算処理委託料	
		13 使用料及び賃借料	445
		2 賃借料	
		1 O A機器リース料	
		18 負担金補助及び交付金	140,000
		10 補助金	
		1 支援給付金	

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
	議 員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
	その他の 特別職	756	38,005						38,005		38,005	
	計	770	79,789	13,920	17,852			1,966	113,527	13,161	126,688	
補正前	長 等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
	議 員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
	その他の 特別職	756	38,005						38,005		38,005	
	計	770	79,789	13,920	17,852			1,966	113,527	13,161	126,688	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>110</u>) 159	155,059	593,680	477,196	1,225,935	217,406	1,443,341	
補正前	(<u>110</u>) 159	155,059	593,680	476,286	1,225,025	217,406	1,442,431	
比較	(<u> </u>)			910	910		910	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,872	6,620	9,526	51,310	1,092	16,648	153,795	136,114	12,475	79,744	
	補正前	9,872	6,620	9,526	50,400	1,092	16,648	153,795	136,114	12,475	79,744	
	比較				910							

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>9</u>) 122		494,250	373,742	867,992	160,033	1,028,025	
補正前	(<u>9</u>) 122		494,250	372,832	867,082	160,033	1,027,115	
比較	(<u> </u>)			910	910		910	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,872	6,620	7,891	46,762	1,092	16,648	109,966	98,585	10,463	65,843	
	補正前	9,872	6,620	7,891	45,852	1,092	16,648	109,966	98,585	10,463	65,843	
	比較				910							

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>101</u> 37)	155,059	99,430	103,454	357,943	57,373	415,316	
補 正 前	(<u>101</u> 37)	155,059	99,430	103,454	357,943	57,373	415,316	
比 較	(<u> </u>)							

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,635	4,548			43,829	37,529	2,012	13,901	
	補 正 前			1,635	4,548			43,829	37,529	2,012	13,901	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

（単位：千円）

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 131 人 人 131 人 補正前 131 人 人 131 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	910	制度改正に伴う増減分	扶養手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	
		その他の増減分	910 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 退職手当	910

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和8年1月1日現在	平均給料月額	338,701	291,167
	平均給与月額	387,887	308,390
	平均年令	42歳 2月	55歳 10月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	335,819	290,667
	平均給与月額	389,106	311,898
	平均年令	42歳 1月	55歳 9月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	188,000	185,700	188,000	185,700
大 学 卒	220,000	-	220,000	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年1月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 27	() 22.7%			
	2	() 18	() 15.1%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和7年12月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 21	() 17.6%			
	2	() 24	() 20.2%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
補 正 前	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
国の制度	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数 (人)	131
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第3号

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美浦村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めらる。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 稲敷市〇〇〇

氏 名 平 野 芳 弘
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第4号

村道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の廃止

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道1514号線	大字興津 979-7 地先 郷中 968-1 地先	648.6	2.70~5.00
3	村道2180号線	大字受領 1396-1 地先 大字受領 1426-1 地先	188.5	3.40~5.50
3	村道2657号線	大字余郷入 201 地先 大字余郷入 329 地先	1407.2	4.00~4.50
3	村道2670号線	大字余郷入 329 地先 大字余郷入 324 地先	103.8	3.50~3.50

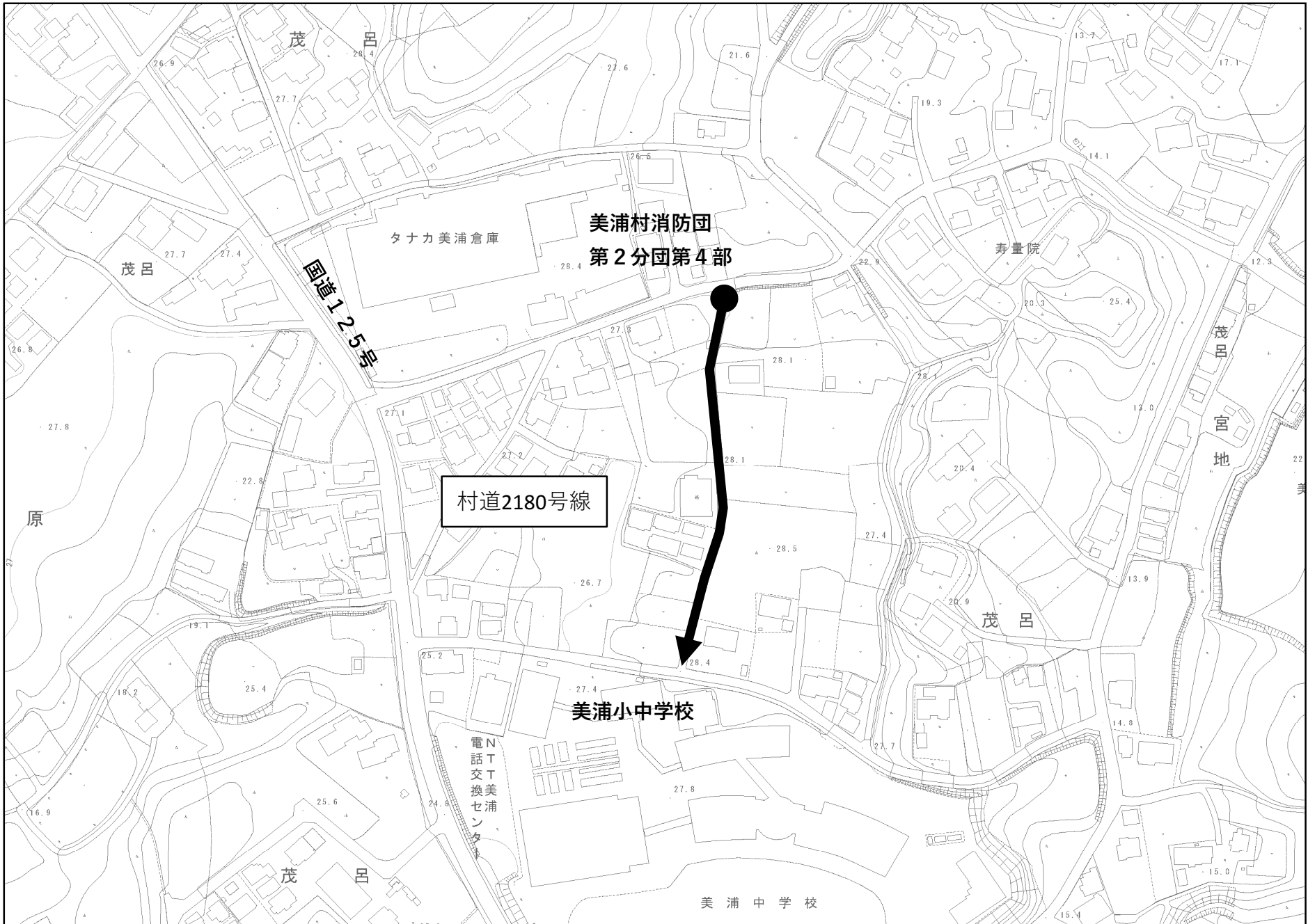
廃止路線位置図



1/5,000

0m 100m 200m 300m 400m

廃止路線位置図



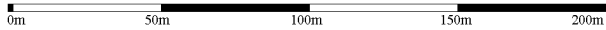
村道2180号線

美浦村消防団
第2分団第4部

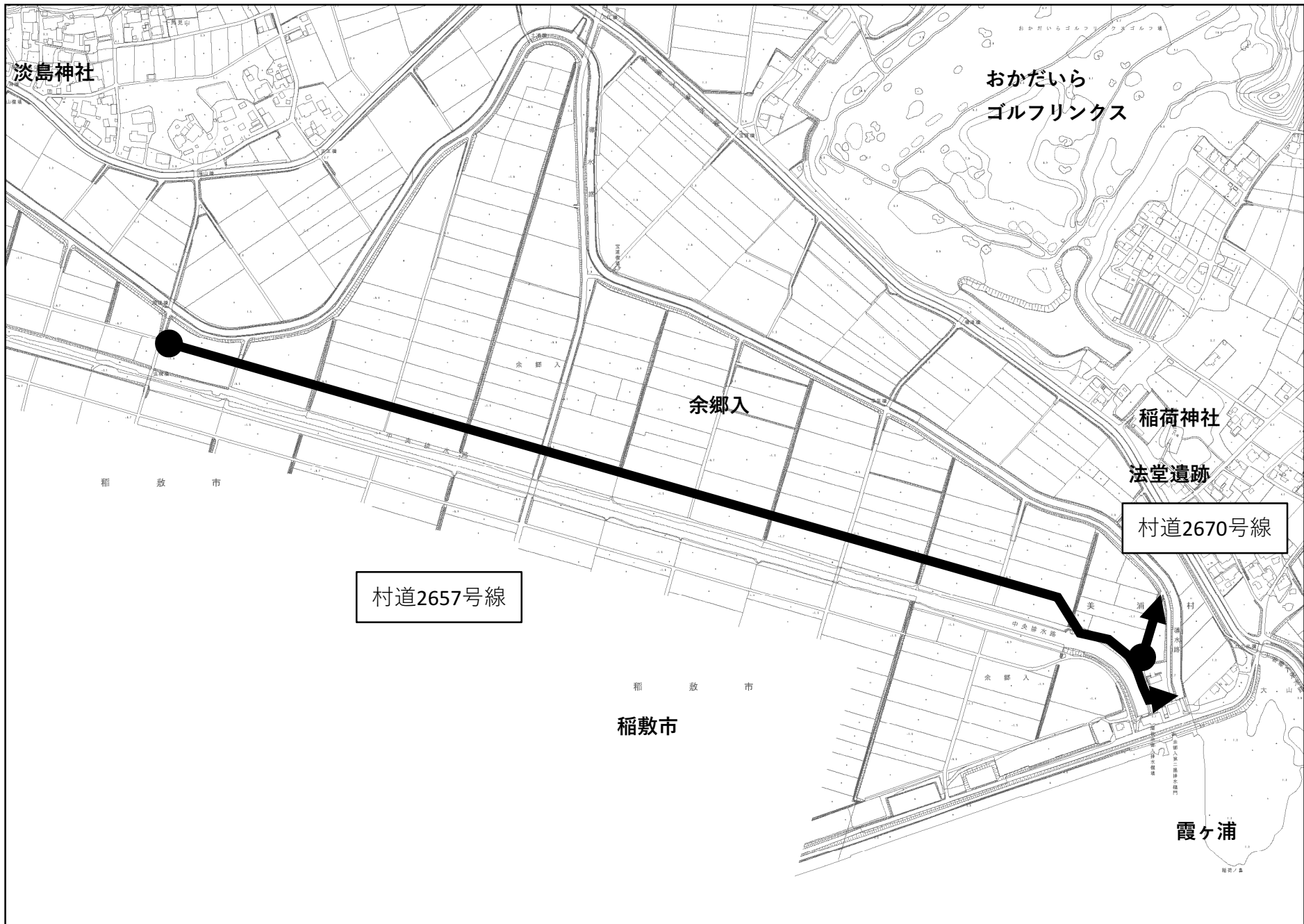
美浦小中学校

美浦中学校

1/2,500



廃止路線位置図



議案第5号

村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり認定する。

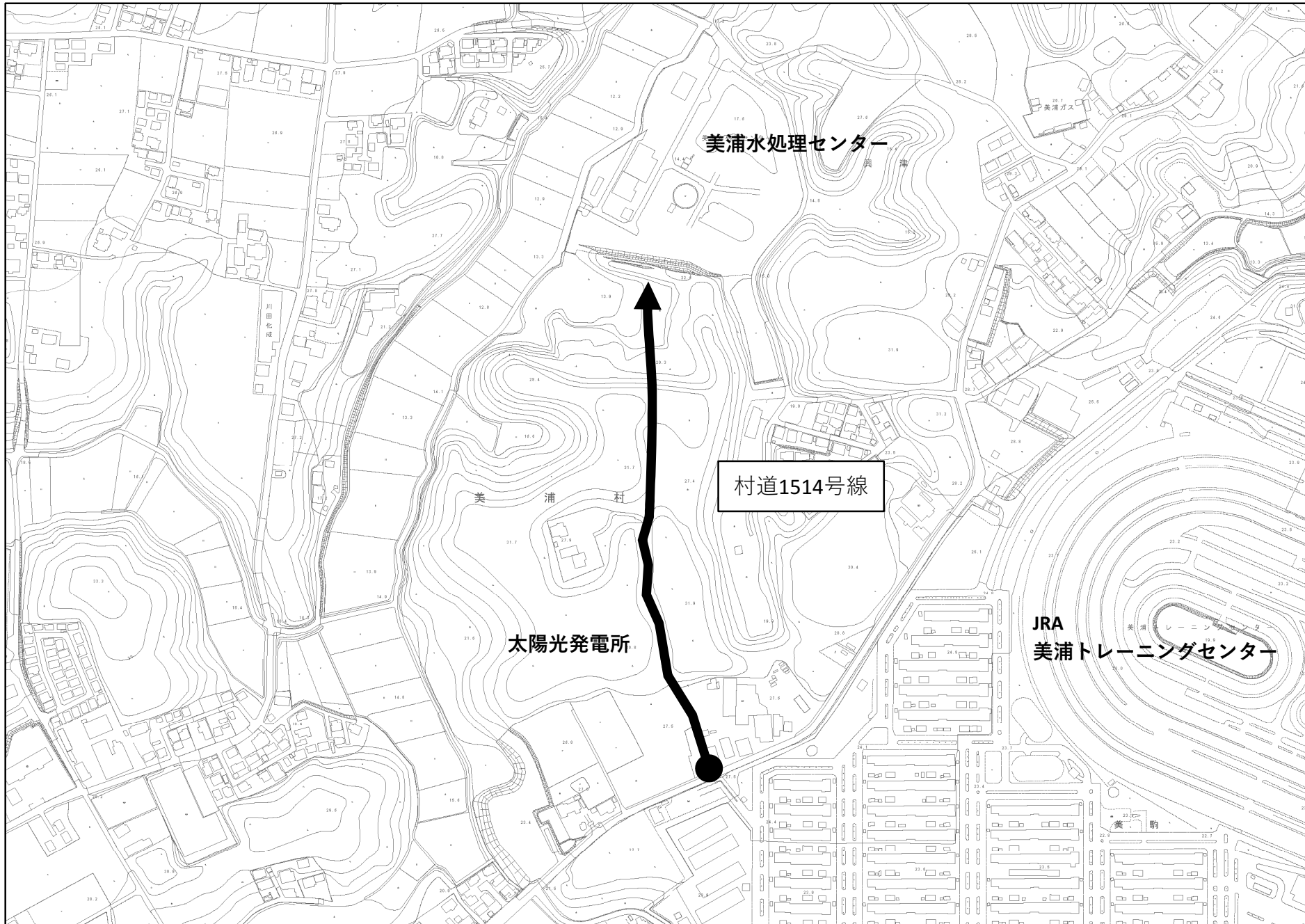
令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道1514号線	大字興津 979-7 地先 大字興津 962 地先	499.7	2.70～5.00
3	村道1982号線	大字大谷 645-3 地先 大字大谷 645-1 地先	33.7	4.65～5.60
3	村道1983号線	大字舟子 1399 地先 大字舟子 2243-2 地先	90.6	3.26～3.60
3	村道2180号線	大字受領 1395-1 地先 大字受領 1426-1 地先	183.7	3.63～10.35
3	村道2657号線	大字余郷入 201 地先 大字余郷入 324 地先	1481.5	3.50～8.80

認定路線位置図

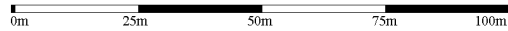


1/5,000

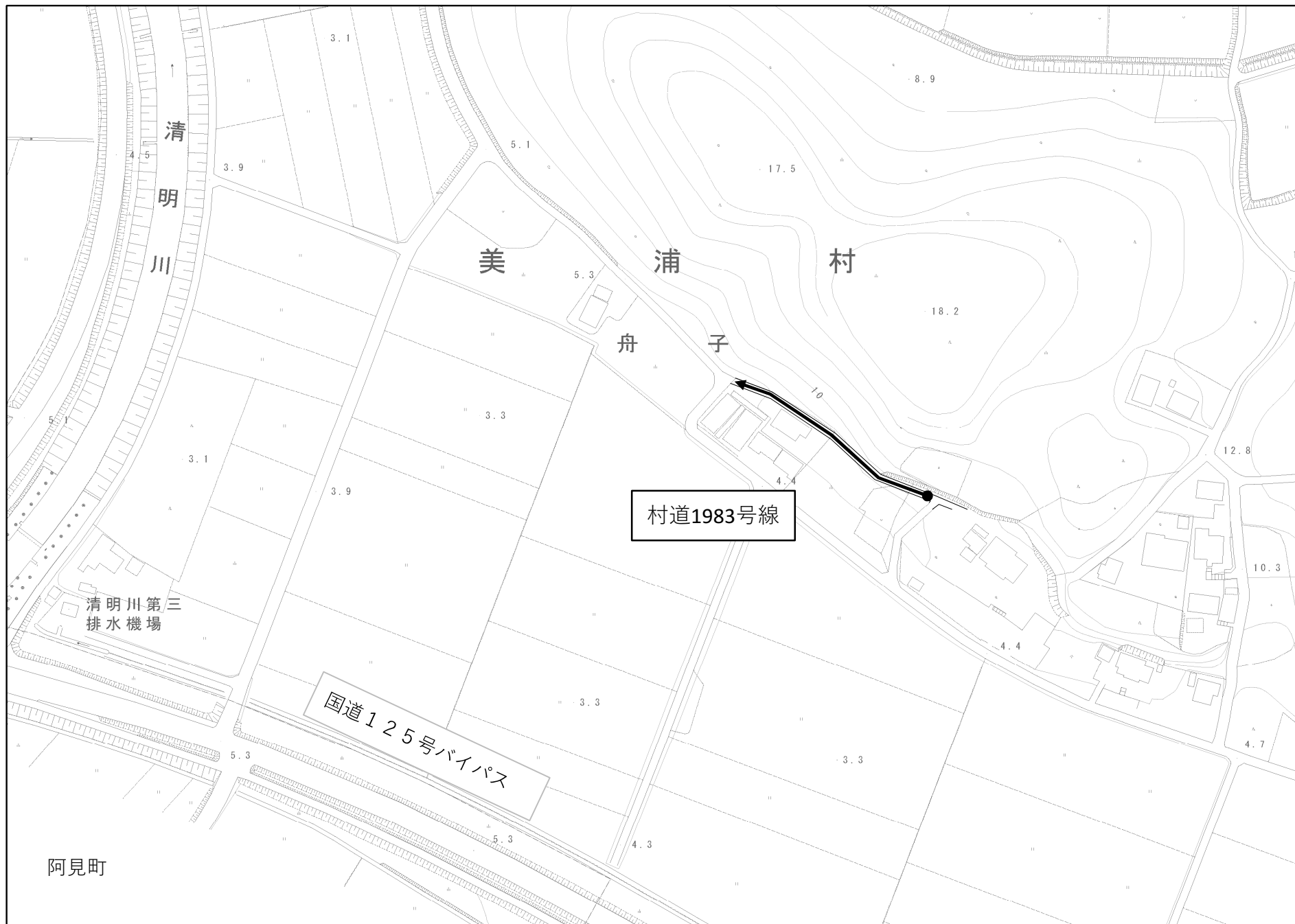
認定路線位置図



1/1,500



認定路線位置図



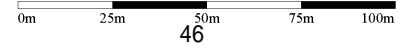
村道1983号線

清明川第三排水機場

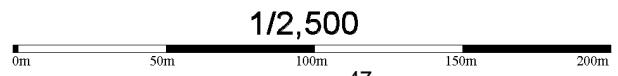
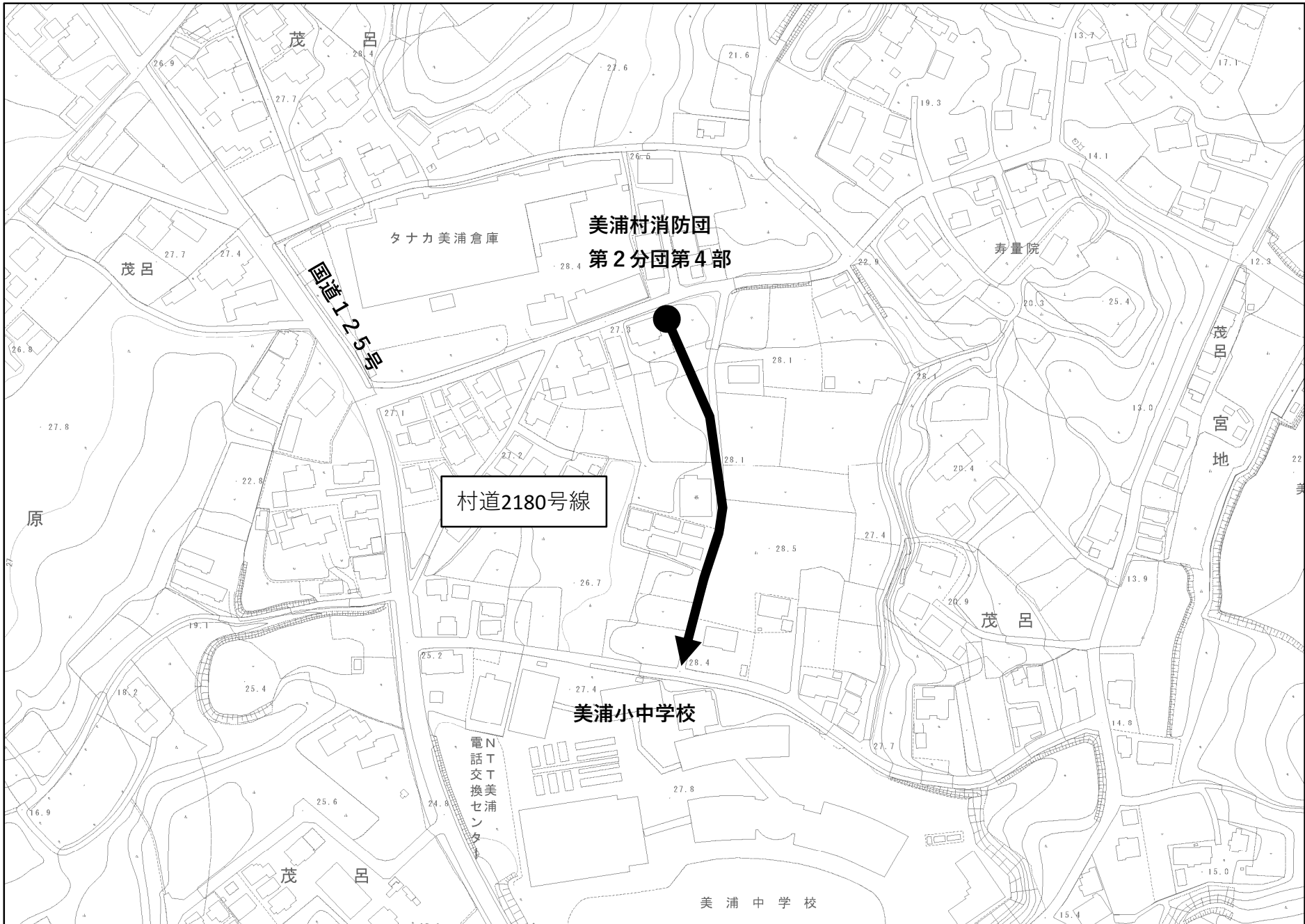
国道125号バイパス

阿見町

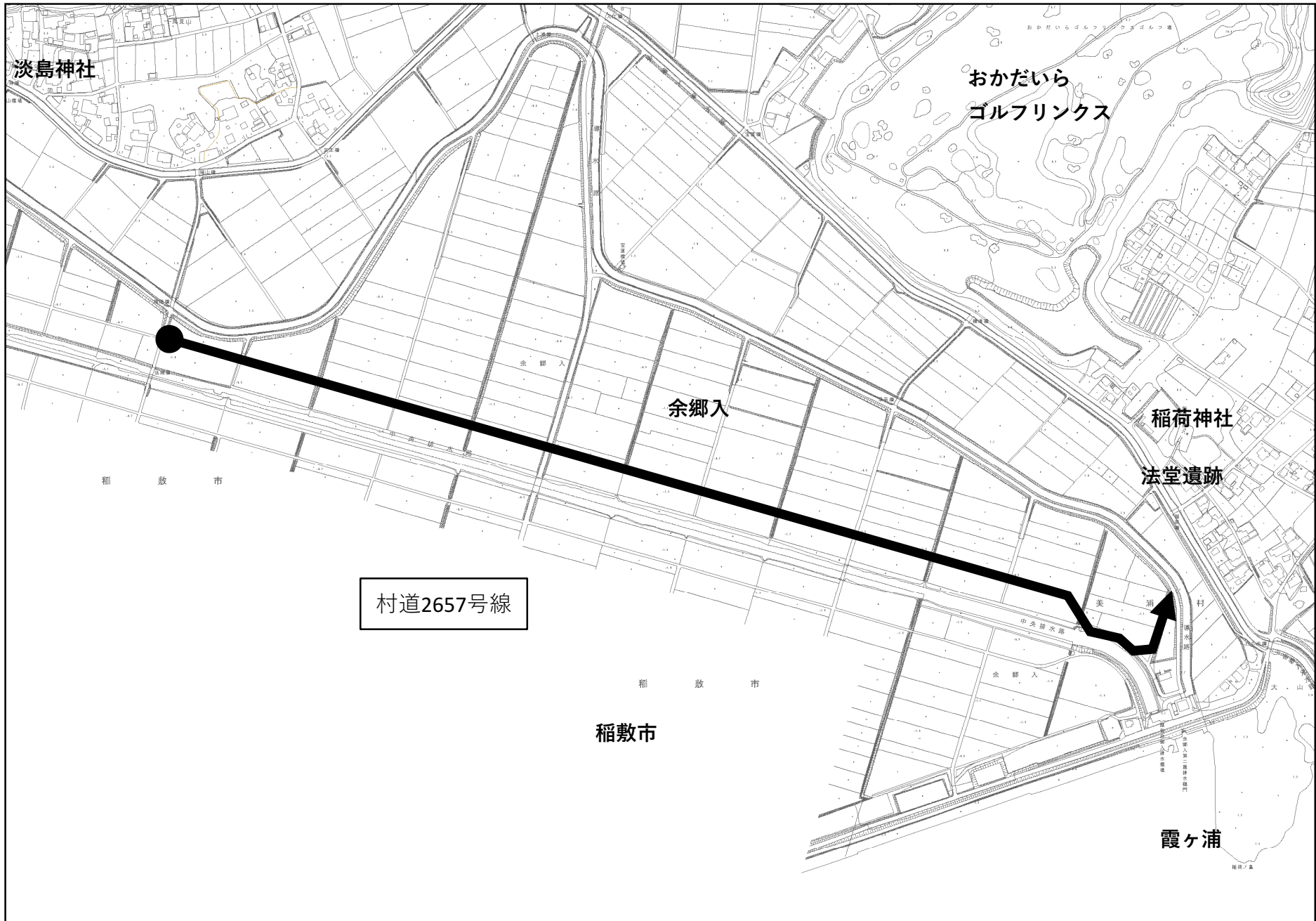
1/2,000



認定路線位置図



認定路線位置図



村道2657号線

1/7,000

0m 125m 250m 375m 500m

議案第 6 号

美浦村犯罪被害者等支援条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村犯罪被害者等支援条例

美浦村犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、村並びに村民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 村民等 本村の区域内（以下「村内」という。）に住所を有する者、居住する者、勤務する者及びそれらの者が村内において組織する団体をいう。

- (4) 事業者等 村内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、地方公共団体（本村を除く。）、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等への支援を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

（村の責務）

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、及び実施する責務を有する。

2 村は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

（村民等及び事業者等の責務）

第5条 村民等及び事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう配慮するものとする。

2 村民等及び事業者等は、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、犯罪被害者等が安心な生活を営むために必要な各種手続に参加することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 村は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談

に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関等との連絡調整を図るものとする。

(安全の確保)

第7条 村は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第8条 村は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第9条 村は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給する等の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 村は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、村民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 村は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等への支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

美浦村教育振興 基本計画策定委 員会	・美浦村教育振興基本計画の審 議	10 人以内
--------------------------	---------------------	--------

」の次に

「

美浦村立学校に おける学校運営 協議会	・学校運営及び当該運営への必 要な支援に関する協議	10 人以内
---------------------------	------------------------------	--------

」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

消防団	基本報酬	団長	130,000円	年額	〃
		副団長	90,000円	〃	〃
		指導員	75,000円	〃	〃
		分団長	50,500円	〃	〃
		団員	36,500円	〃	〃
	出動報酬	4 時間未満の活動	4,000円	日額	〃
		4 時間以上の活動	8,000円	〃	〃

		操法大会に係る活動	4,000円	〃	〃
--	--	-----------	--------	---	---

」を

「

消防団	基本報酬	団長	130,000円	年額	〃
		副団長	90,000円	〃	〃
		指導員	75,000円	〃	〃
		分団長	50,500円	〃	〃
		団員	36,500円	〃	〃
	出動報酬	4時間未満の活動	4,000円	日額	〃
		4時間以上の活動	8,000円	〃	〃
		操法大会に係る活動	4,000円	〃	〃
		訓練、点検、啓発	2,000円	〃	〃

」に

改め、

「

教育支援委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」の

次に

「

美浦村立学校における 学校運営協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を

加える。

別表第2中

「

美浦村教育振興基本計画策定委員会委員

」の

次に

「

美浦村立学校における学校運営協議会委員

」を

加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和
43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」との次に「、「100分の127.5」
とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を次のように改正する。

第4条中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、
「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「「10
0分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4
月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び

旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第10号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例(昭和32年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第12条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第17条の2第3項中「規定する勤務」の次に「に従事する時間を考慮して規則で定める勤務」を加える。

第18条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の60」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	

29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			

101	310,100	361,100		
102	310,400	361,500		
103	310,700	361,900		
104	311,000	362,300		
105	311,200	362,800		
106	311,500	363,200		
107	311,800	363,500		
108	312,100	363,800		
109	312,300	364,200		
110	312,600			
111	313,000			
112	313,300			
113	313,500			
114	313,700			
115	314,000			
116	314,400			
117	314,600			
118	314,800			
119	315,100			
120	315,400			
121	315,700			
122	315,900			
123	316,200			
124	316,500			
125	316,800			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 美浦村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項」を「、第2項」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1カ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)」を「100分の61.25」に改

める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第11号

美浦村学校給食費の無償化に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村学校給食費の無償化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、美浦村立学校設置条例(昭和47年美浦村条例第11号)に規定する小学校及び中学校(以下「村立学校」という。)の学校給食費(美浦村学校給食費条例施行規則(平成25年美浦村教育委員会規則第2号)第6条に定める給食費をいう。以下同じ。)を負担する児童及び生徒の保護者等(美浦村学校給食費条例(平成25年美浦村条例第14号)第3条第1項に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、村立学校に在籍する児童及び生徒の保護者等とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による学校給食費の無償化については、施行の日以後の村立学校における給食費について適用し、施行の日前の給食費については、なお従前の例による。

議案第12号

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年美浦村条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(以下「社会保険各法」という。)」を「(以下「医療保険各法」という。)」に、「該当するもの」を「該当する者」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「規則に」を「規則で」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「、加入者」を加え、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「扶養親族等」を「所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)」に、「7月1日(前々年の所得にあっては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以

下「経過措置政令」という。)第46条第4項に」を「規則で」に改め、同項第2号中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当施行令」という。)第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第13号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年美浦村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第2項中「同号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子
ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3
歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同
条第4項中「選考方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども
に該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)及びイ(イ)中「法第19条第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改

め、同号ア(イ)及びイ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳

以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合には、」を「前2項の」に、「同項に規定する選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項、第9項及び第10項において同じ。）」に、「特定地域型保育」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第4項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項前段中「特別利用地域型保育」の次に「を」を加え、「次条第3項」を「次条第3項及び第52条第3項」に、「本章」を「この章」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、同項中「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保

育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)において同じ。)」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは、「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは

「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「当該家庭的保育事業者等」を「当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法

第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第46条第1項中「第7条第1号及び第2号」を「第7条第1項第1号及び第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、村長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。」を「とする。」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」に改める。

附則第7条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年美浦村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第9条及び第10条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条本文中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児

童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条中「この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園事業」と読み替えるものとする。」を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条～第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定

乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の

送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特

定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支

援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）に

より提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とある

のは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成12年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6人」を「10人以内」に改める。

第12条第1項中「6カ月」を「6か月」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) その他村長が必要があると認める事由があること。

第13条第1項に次の1号を加える。

(5) その他村長が必要があると認める事由があること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月9日

美浦村長 中 島 栄

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例（令和5年美浦村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、230人」を「、200人」に改める。

第4条第4号中「6箇月」を「6か月」に、「常とする。」を「常とする者」に改める。

第6条第2項中「、1箇月」を「、1か月」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中島 栄

記

- 1 公の施設の名称
大山湖畔公園
- 2 指定する団体の名称
株式会社 プロジェクト茨城
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第20号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
地域産品直売所（地域交流館みほふれ愛プラザ内）
- 2 指定する団体の名称
株式会社ティップス
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 21 号

令和 7 年度美浦村一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度美浦村の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 313,711 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,437,948 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,447,332	152,668	2,600,000
	1 村民税	961,737	58,668	1,020,405
	2 固定資産税	1,331,763	90,000	1,421,763
	3 軽自動車税	59,429	1,000	60,429
	4 村たばこ税	94,403	3,000	97,403
11 地方交付税		1,755,033	150,116	1,905,149
	1 地方交付税	1,755,033	150,116	1,905,149
15 国庫支出金		794,949	32,835	827,784
	1 国庫負担金	457,370	2,914	460,284
	2 国庫補助金	333,430	29,822	363,252
	3 国庫委託金	4,149	99	4,248
16 県支出金		454,028	△9,694	444,334
	1 県負担金	221,936	△101	221,835
	2 県補助金	156,782	△9,593	147,189
19 繰入金		411,443	△34,186	377,257
	1 特別会計繰入金	15,978	2,267	18,245
	2 基金繰入金	395,465	△36,453	359,012
21 諸収入		130,895	10,772	141,667
	5 雑入	119,491	10,772	130,263
22 村債		273,300	11,200	284,500
	1 村債	273,300	11,200	284,500
歳入合計		8,124,237	313,711	8,437,948

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		104,028	△2,222	101,806
	1 議会費	104,028	△2,222	101,806
2 総務費		1,816,160	382,200	2,198,360
	1 総務管理費	1,501,046	378,844	1,879,890
	2 徴税费	169,143	1,828	170,971
	3 戸籍住民基本台帳費	100,587	1,528	102,115
3 民生費		2,246,798	3,703	2,250,501
	1 社会福祉費	1,499,769	9,933	1,509,702
	2 児童福祉費	746,929	△6,230	740,699
4 衛生費		556,679	△8,087	548,592
	1 保健衛生費	205,758	△4,137	201,621
	2 環境衛生費	101,154	△29	101,125
	3 清掃費	249,767	△3,921	245,846
5 農林水産業費		275,623	△21,185	254,438
	1 農業費	271,846	△21,185	250,661
6 商工費		199,603	△6,798	192,805
	1 商工費	199,603	△6,798	192,805
7 土木費		702,189	△3,897	698,292
	1 土木管理費	59,279	1,641	60,920
	2 道路橋梁費	372,052	△4,810	367,242
	3 都市計画費	270,858	△728	270,130
8 消防費		412,174	△4,394	407,780
	1 消防費	412,174	△4,394	407,780
9 教育費		1,099,309	△25,609	1,073,700
	1 教育総務費	353,906	△6,297	347,609
	2 小学校費	179,963	△18,357	161,606
	3 中学校費	58,149	△2,985	55,164

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	101,338	1,811	103,149
	5 社会教育費	232,758	643	233,401
	6 保健体育費	173,195	△424	172,771
歳出合計		8,124,237	313,711	8,437,948

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務費	440
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	1,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事務費	140
5 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業負担金	17,550
6 商工費	1 商工費	食料品等物価高支援給付金給付事業費	152,521
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業費	17,677
8 消防費	1 消防費	災害対策事業費	13,800

(変更)

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	3,036	戸籍事務費	4,884

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (公共事業等債)	13,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	286,300			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健センター空調設備改修事業債 (防災対策事業債)	23,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	22,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
道路整備事業 (緊急自然災害防止対策事業債)	10,200				8,800			
合 計	286,300				284,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,447,332	152,668	2,600,000
11 地方交付税	1,755,033	150,116	1,905,149
15 国庫支出金	794,949	32,835	827,784
16 県支出金	454,028	△9,694	444,334
19 繰入金	411,443	△34,186	377,257
21 諸収入	130,895	10,772	141,667
22 村債	273,300	11,200	284,500
歳入合計	8,124,237	313,711	8,437,948

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	104,028	△2,222	101,806				△2,222
2 総務費	1,816,160	382,200	2,198,360	△8,954		14,626	376,528
3 民生費	2,246,798	3,703	2,250,501	30,605		△1,410	△25,492
4 衛生費	556,679	△8,087	548,592	△241	△400	△1,134	△6,312
5 農林水産業費	275,623	△21,185	254,438	△9,313	13,000	△219	△24,653
6 商工費	199,603	△6,798	192,805				△6,798
7 土木費	702,189	△3,897	698,292	△6,456	△1,400	△5,962	9,921
8 消防費	412,174	△4,394	407,780				△4,394
9 教育費	1,099,309	△25,609	1,073,700	17,391		△8,126	△34,874
歳 出 合 計	8,124,237	313,711	8,437,948	23,032	11,200	△2,225	281,704

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 個人	836,300	58,668	894,968
計	961,737	58,668	1,020,405

区 分	節		説 明
	金 額		
1 現年度課税分	58,668	10 所得割	58,668

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	1,331,471	90,000	1,421,471
計	1,331,763	90,000	1,421,763

1 現年度課税分	90,000	5 土地 10 家屋 15 償却資産	1,000 14,000 75,000
----------	--------	--------------------------	---------------------------

(款) 1 村税

(項) 3 軽自動車税

1 環境性能割	2,001	1,000	3,001
計	59,429	1,000	60,429

1 現年度課税分	1,000	1 現年度課税分	1,000
----------	-------	----------	-------

(款) 1 村税

(項) 4 村たばこ税

1 村たばこ税	94,403	3,000	97,403
計	94,403	3,000	97,403

1 現年度課税分	3,000	5 村たばこ税	3,000
----------	-------	---------	-------

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,755,033	150,116	1,905,149
計	1,755,033	150,116	1,905,149

1 地方交付税	150,116	5 普通交付税	150,116
---------	---------	---------	---------

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	442,427	2,914	445,341
計	457,370	2,914	460,284

2 障がい者福祉費負担金	5,300	10 自立支援給付費負担金 15 障害者医療費負担金 20 障害児入所給付費等負担金	3,000 300 2,000
3 児童福祉費負担金	△2,386	10 子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	△2,386

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	213,991	18,513	232,504
------------	---------	--------	---------

1 総務管理費補助金	18,513	52 個人番号カード交付事務費補助金 71 「交通空白」解消緊急対策事業補助金 75 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍） 76 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住基） 77 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍附票） 82 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,575 △14,336 420 440 1,848 27,566
------------	--------	---	---

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	68,401	1,396	69,797
3 衛生費国庫補助金	2,706	△1,224	1,482
4 土木費国庫補助金	13,059	△6,206	6,853
5 教育費国庫補助金	35,273	17,343	52,616
計	333,430	29,822	363,252

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	1,145	99	1,244
計	4,149	99	4,248

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	217,965	△101	217,864
計	221,936	△101	221,835

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	99,700	1,171	100,871
3 衛生費県補助金	3,865	△1,201	2,664
4 農林水産業費県補助金	46,598	△9,313	37,285

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	1,396	20 子ども・子育て支援事業交付金	1,396
1 保健衛生費補助金	△72	5 感染症予防事業費等補助金	△73
		30 妊婦のための支援給付費補助金	1
2 環境衛生費補助金	△1,152	5 循環型社会形成推進交付金	△1,152
1 土木費補助金	△6,206	10 社会資本整備総合交付金(防災・安全)	△1,197
		15 道路メンテナンス事業費補助	△5,009
1 小学校費補助金	17,470	5 特別支援教育就学奨励費補助金	△392
		65 へき地児童生徒援助費等補助金	17,862
2 中学校費補助金	△127	5 特別支援教育就学奨励費補助金	△127

2 戸籍住民基本台帳費委託金	99	10 中長期在留者住居地届出等事務委託金	99
----------------	----	----------------------	----

2 障がい者福祉費負担金	2,650	10 自立支援給付費負担金	1,500
		15 障害者医療費負担金	150
		20 障害児通所給付費等負担金	1,000
3 児童福祉費負担金	△827	10 子どものための教育・保育給付費負担金	△827
5 後期高齢者医療広域連合負担金	△1,924	5 保険基盤安定負担金(3/4)	△1,924

3 医療福祉費補助金	149	5 医療費補助金	149
4 児童福祉費補助金	1,022	40 子ども・子育て支援事業交付金	1,022
1 保健衛生費補助金	△49	10 健康増進事業費補助金	△49
2 環境衛生費補助金	△1,152	5 合併浄化槽設置整備事業補助金	△1,152
1 農業費補助金	△9,313	5 農業委員会交付金	19

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費県補助金	296	△250	46
計	156,782	△9,593	147,189

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

4 電気事業会計繰入金	0	2,267	2,267
計	15,978	2,267	18,245

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

4 陸平基金繰入金	12,329	△83	12,246
6 財政調整基金繰入金	28,362	△28,362	0
7 ふるさと応援基金繰入金	347,742	△8,008	339,734
計	395,465	△36,453	359,012

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	107,688	10,772	118,460
計	119,491	10,772	130,263

(款) 22 村債

(項) 1 村債

1 衛生債	23,300	△400	22,900
-------	--------	------	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		55 多面的機能支払交付金補助金	△9,332
1 都市計画費補助金	△250	17 木造住宅耐震改修設計及び工事補助金	△250

1 電気事業会計繰入金	2,267	5 電気事業会計繰入金	2,267
-------------	-------	-------------	-------

1 陸平基金繰入金	△83	5 陸平基金繰入金	△83
1 財政調整基金繰入金	△28,362	5 財政調整基金繰入金	△28,362
1 ふるさと応援基金繰入金	△8,008	5 ふるさと応援基金繰入金	△8,008

1 児童福祉雑入	△1,410	10 ファミリーサポート会員利用料	△1,410
3 保健衛生雑入	△621	12 検診等負担金	△924
		20 養育医療給付自己負担金	172
		40 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	131
4 環境衛生雑入	△548	5 雑草除去受託料	△548
7 雑入	13,351	85 美浦村収入印紙等購買基金収益金	40
		88 デジタル基盤改革支援補助金	770
		133 公売鑑定料清算金	△520
		142 生涯学習課関連団体解散精算金	3,213
		156 補助金等返還金	1,693
		213 村道等工事負担金	△5,962
		216 土地改良施設維持管理適正化事業興津地区事務費	△219
		233 「交通空白」解消緊急対策事業補助金	14,336

2 保健センター施設整備事業債	△400	6 保健センター空調設備改修事業債 (防災対策事業債)	△400
-----------------	------	-----------------------------	------

(款) 22 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補正額	計
2 土木債	214,600	△1,400	213,200
4 農林水産業債	4,000	13,000	17,000
計	273,300	11,200	284,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 道路整備事業債	△1,400	15 道路整備事業（緊急自然災害防止対策事業債）	△1,400
1 農業農村整備事業債	13,000	6 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業（公共事業等債）	13,000

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	104,028	△2,222	101,806				△2,222
計	104,028	△2,222	101,806				△2,222

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△2,574	1 職員給与関係経費（議会費） 735
2 給料	397	2 給料 397
3 職員手当等	△51	2 一般職給 1 一般職給
4 共済費	6	3 職員手当等 332
		3 通勤手当 5
		3 通勤手当（一般職）
		5 時間外勤務手当 50
		1 時間外勤務手当
		9 期末手当 120
		3 期末手当（一般職）
		10 勤勉手当 116
		1 勤勉手当
		12 退職手当 33
		3 退職手当負担金（一般職）
		14 地域手当 8
		1 地域手当
		4 共済費 6
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金（一般職）
		2 議会運営費 △2,957
		1 報酬 △2,574
		1 議員報酬
		3 議員
		3 職員手当等 △383
		9 期末手当
		1 期末手当（議員）

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	249,121	11,266	260,387				11,266
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

1 報酬	164	1 特別職給与関係経費（総務管理費） 35
2 給料	2,716	3 職員手当等 35
3 職員手当等	8,388	9 期末手当
4 共済費	385	2 期末手当（特別職）
7 報償費	△378	2 職員給与関係経費（総務管理費） 11,454
10 需用費	37	2 給料 2,716
		2 一般職給 2,581
		1 一般職給
		3 会計年度任用職給 135
		1 会計年度任用職給
		3 職員手当等 8,353
		3 通勤手当 20
		3 通勤手当（一般職）
		7 宿日直手当 74
		1 宿日直手当
		9 期末手当 847
		3 期末手当（一般職） 812
		4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 35

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 一般管理費)							
5 財産管理費	82,263	△3,894	78,369				△3,894

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	△46	10 勤勉手当	716
		1 勤勉手当	686
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)	30
		12 退職手当	6,647
		3 退職手当負担金 (一般職)	336
		4 退職手当特別負担金 (一般職)	6,293
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)	18
		14 地域手当	49
		1 地域手当	46
		2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)	3
		4 共済費	385
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	373
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	12
		3 総務事務費	201
		1 報酬	164
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
		10 需用費	37
		3 食糧費	
		1 食糧費	
		7 区長会費	△424
		7 報償費	△378
		1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
		18 負担金補助及び交付金	△46
		10 補助金	
		15 地域ボランティア	
		2 庁舎管理費	△1,249
10 需用費	94	10 需用費	94
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
12 委託料	△3,988	12 委託料	△1,343
		2 保守点検委託料	△568
		1 消防・防火設備保守管理委託料	△4
		2 電気設備保守管理委託料	△39
		5 受水槽保守管理委託料	△387
		42 エレベーター保守管理委託料	△138
		4 清掃委託料	△775
		1 清掃委託料	
		5 財産管理費	△2,645
		12 委託料	△2,645
		2 保守点検委託料	△723
		5 受水槽保守管理委託料	
		4 清掃委託料	△1,539
		1 清掃委託料	
		5 業務委託料	△383

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(5 財産管理費)							
6 財政調整基金費	1	357,655	357,656				357,655
7 企画費	493,793	△12,183	481,610	△14,336		14,336	△12,183
9 交通安全対策費	8,941	△4,000	4,941				△4,000
20 公共施設建設基金費	0	30,000	30,000				30,000
計	1,501,046	378,844	1,879,890	△14,336		14,336	378,844

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	48,579	1,258	49,837				1,258
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		90 防火設備定期報告業務委託料
24 積立金	357,655	2 財政調整基金費 357,655 24 積立金 357,655 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金
12 委託料	△363	3 行政情報化推進事業費 △10,586 12 委託料 △363 5 業務委託料 31 機器処分委託料
13 使用料及び賃借料	△10,223	13 使用料及び賃借料 △10,223 1 使用料 55 クラウド(AWS)利用料
18 負担金補助及び交付金	△1,597	6 企業誘致事業費 △1,597 18 負担金補助及び交付金 △1,597 10 補助金 30 企業立地奨励金
14 工事請負費	△4,000	3 交通安全施設整備事業費 △4,000 14 工事請負費 △4,000 2 建築工事 13 交通安全施設 警戒標識等(カーブミラー、ガードレール等)
24 積立金	30,000	2 公共施設建設基金費 30,000 24 積立金 30,000 21 公共施設建設基金積立金 1 公共施設建設基金積立金

2 給料	672	1 職員給与関係経費(税務総務費) 1,258 2 給料 672 2 一般職給 528 1 一般職給
3 職員手当等	542	3 会計年度任用職給 144 1 会計年度任用職給
4 共済費	44	3 職員手当等 542 3 通勤手当 8 3 通勤手当(一般職) 9 期末手当 247 3 期末手当(一般職) 210 4 期末手当(会計年度任用職フルタイム) 37 10 勤勉手当 182 1 勤勉手当 150 2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム) 32 12 退職手当 91 3 退職手当負担金(一般職) 71 5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム) 20 14 地域手当 14

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 税務総務費)							
2 賦課費	47,900	9	47,909				9
3 徴収費	72,664	561	73,225			△520	1,081
計	169,143	1,828	170,971			△520	2,348

節		説明	
区分	金額		
		1 地域手当	11
		2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)	3
		4 共済費	44
		2 職員共済組合負担金	41
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	27
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	14
		6 社会保険料	3
		6 社会保険料 (再任用職員)	
		2 賦課事務費	9
8 旅費	9	8 旅費	9
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
		1 職員給与関係経費 (徴収費)	176
2 給料	△22	2 給料	△22
		2 一般職給	△310
		1 一般職給	
3 職員手当等	178	3 会計年度任用職給	288
		1 会計年度任用職給	
4 共済費	20	3 職員手当等	178
		3 通勤手当	5
		4 通勤手当 (会計年度任用職フルタイム)	
12 委託料	△520	9 期末手当	122
		3 期末手当 (一般職)	60
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	62
		10 勤勉手当	△75
		1 勤勉手当	△130
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)	55
		12 退職手当	120
		3 退職手当負担金 (一般職)	81
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)	39
		14 地域手当	6
		2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)	
		4 共済費	20
		2 職員共済組合負担金	17
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	
		6 社会保険料	3
		4 社会保険料 (会計年度任用職フルタイム)	
		2 徴収事務費	385
		12 委託料	△520
		5 業務委託料	
		1 公売不動産鑑定業務委託料	
		22 償還金、利子及び割引料	905
		3 過誤納還付金	
		1 過誤納還付金	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	100,587	1,528	102,115	5,382		810	△4,664

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費（戸籍住民基本台帳費） △69
1 報酬	147	2 給料 △366
		2 一般職給 △650
		1 一般職給
2 給料	△366	3 会計年度任用職給 284
		1 会計年度任用職給
3 職員手当等	302	3 職員手当等 281
		3 通勤手当 13
		3 通勤手当（一般職）
4 共済費	16	9 期末手当 107
		3 期末手当（一般職） 40
		4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 67
11 役務費	△330	10 勤勉手当 35
		1 勤勉手当 △20
		2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 55
12 委託料	1,719	12 退職手当 126
		3 退職手当負担金（一般職） 82
		5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 44
27 繰出金	40	4 共済費 16
		2 職員共済組合負担金 10
		4 職員共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム）
		6 社会保険料 6
		4 社会保険料（会計年度任用職フルタイム）
		2 共通事務費 5
		11 役務費 5
		4 手数料
		43 定額小為替購入手数料
		3 戸籍事務費 1,234
		11 役務費 △210
		1 通信運搬費
		1 郵便料
		12 委託料 1,444
		5 業務委託料
		27 戸籍情報システム改修委託料 1,848
		35 振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託料 △404
		4 住民基本台帳事務費 318
		1 報酬 147
		4 会計年度任用職員報酬
		1 一般事務職員
		3 職員手当等 21
		9 期末手当 11
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 10
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		11 役務費 △125
		1 通信運搬費
		1 郵便料

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 戸籍住民基本台帳費)							
計	100,587	1,528	102,115	5,382		810	△4,664

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		12 委託料	275
		5 業務委託料	
		10 住基システム改修委託料	
		7 収入印紙等購買基金繰出金	40
		27 繰出金	40
		18 収入印紙等購買基金繰出金	
		1 美浦村収入印紙等購買基金繰出金	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	390,381	1,984	392,365	27,566			△25,582
2 老人福祉費	328,575	984	329,559				984
3 障がい者福祉費	456,027	10,138	466,165	7,950			2,188

2 給料	422	1 職員給与関係経費(社会福祉総務費)	805
		2 給料	422
		2 一般職給	277
		1 一般職給	
3 職員手当等	377	3 会計年度任用職給	145
		1 会計年度任用職給	
4 共済費	6	3 職員手当等	377
		9 期末手当	74
		3 期末手当(一般職)	48
		4 期末手当(会計年度任用職フルタイム)	26
27 繰出金	1,179	10 勤勉手当	90
		1 勤勉手当	68
		2 勤勉手当(会計年度任用職フルタイム)	22
		12 退職手当	209
		3 退職手当負担金(一般職)	190
		5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)	19
		14 地域手当	4
		1 地域手当	2
		2 地域手当(会計年度任用職フルタイム)	2
		4 共済費	6
		2 職員共済組合負担金	2
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイム)	
		6 社会保険料	4
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)	
		5 国民健康保険特別会計繰出金	1,179
		27 繰出金	1,179
		4 職員給与等	
		1 職員給与等	
27 繰出金	984	7 介護保険特別会計繰出金	984
		27 繰出金	984
		9 介護保険特別会計繰出金	
		1 介護保険特別会計繰出金	
12 委託料	△462	2 障がい福祉事務費	△462
		12 委託料	△462
		7 電算処理委託料	
		10 システム改修委託料	
19 扶助費	10,600	4 障がい者自立支援給付事業費	6,600

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 障がい者福祉費)							
6 後期高齢者医療給付費	219,784	△3,995	215,789	△1,924			△2,071
7 医療福祉費	98,473	822	99,295	149			673
計	1,499,769	9,933	1,509,702	33,741			△23,808

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	164,091	△6,665	157,426	△3,412		△1,410	△1,843
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--------	--------

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		19 扶助費	6,600
		4 医療福祉扶助費	600
		5 更生医療費	
		5 その他扶助費	6,000
		10 障がい者福祉サービス費	
		5 障がい児通所給付事業費	4,000
		19 扶助費	4,000
		5 その他扶助費	
		65 障がい児通所給付費	
		2 後期高齢者医療事務費	△1,430
18 負担金補助及び交付金	△1,430	18 負担金補助及び交付金	△1,430
		5 負担金	
		10 茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金	
		3 後期高齢者医療特別会計繰出金	△2,565
27 繰出金	△2,565	27 繰出金	△2,565
		17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）	
		1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）	
		3 医療給付事業費	822
19 扶助費	822	19 扶助費	822
		4 医療福祉扶助費	
		12 現金分医療費	

		1 職員給与関係経費（児童福祉総務費）	905
1 報酬	△358	2 給料	540
		2 一般職給	396
		1 一般職給	
2 給料	792	3 会計年度任用職給	144
		1 会計年度任用職給	
3 職員手当等	496	3 職員手当等	330
		9 期末手当	151
		3 期末手当（一般職）	114
		4 期末手当（会計年度任用職フルタイム）	37
4 共済費	60	10 勤勉手当	121
		1 勤勉手当	90
		2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム）	31
7 報償費	△1,830	12 退職手当	52
		3 退職手当負担金（一般職）	33
		5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム）	19
10 需用費	227	14 地域手当	6
		1 地域手当	4
		2 地域手当（会計年度任用職フルタイム）	2
11 役務費	△49	4 共済費	35
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金（一般職）	21

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							

区分	金額	説明	
12 委託料	△6,003	4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	14
		2 子育て支援センター (みほふれ愛プラザ) 管理費	△331
		10 需用費	227
		5 光熱水費	
		1 電気使用料	
		12 委託料	△558
		2 保守点検委託料	△138
		42 エレベーター保守管理委託料	
		4 清掃委託料	△358
		1 清掃委託料	
		5 業務委託料	△62
		90 防火設備定期報告業務委託料	
		3 児童手当事務費	△49
		11 役務費	△49
		1 通信運搬費	
		1 郵便料	
		6 子育て広場事業費	△138
		1 報酬	△358
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
		2 給料	125
		3 会計年度任用職給	
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	83
		9 期末手当	34
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	
		10 勤勉手当	30
2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)			
12 退職手当	17		
5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)			
14 地域手当	2		
2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)			
4 共済費	12		
2 職員共済組合負担金			
4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)			
7 ファミリーサポート事業費	△1,607		
2 給料	127		
3 会計年度任用職給			
1 会計年度任用職給			
3 職員手当等	83		
9 期末手当	34		
4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)			
10 勤勉手当	29		
2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)			
12 退職手当	17		
5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
3 保育所費	295,153	435	295,588	94			341

節		説明
区分	金額	
		14 地域手当 3 2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)
		4 共済費 13 2 職員共済組合負担金 4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		7 報償費 $\Delta 1,830$ 1 報償金 3 事業協力者謝礼
		12 子どものための教育・保育給付費 $\Delta 4,400$
		12 委託料 $\Delta 4,400$ 5 業務委託料
		8 保育児委託料 (私立分) $\Delta 2,800$ 11 認定こども園給付費 (保育認定・私立分) $\Delta 1,600$
		14 美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定事業費 $\Delta 1,045$
		12 委託料 $\Delta 1,045$ 5 業務委託料 5 基本構想・基本計画策定業務委託料
		1 職員給与関係経費 (保育所費) $5,590$
1 報酬	$\Delta 3,356$	2 給料 3,108 2 一般職給 1,788 1 一般職給
2 給料	3,108	3 会計年度任用職給 1,320 1 会計年度任用職給
3 職員手当等	1,078	3 職員手当等 2,317 1 扶養手当 46 1 扶養手当
4 共済費	$\Delta 235$	3 通勤手当 79 3 通勤手当 (一般職)
12 委託料	$\Delta 160$	9 期末手当 1,016 3 期末手当 (一般職) 503 4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム) 513
		10 勤勉手当 705 1 勤勉手当 439 2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム) 266
		12 退職手当 409 3 退職手当負担金 (一般職) 165 5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム) 244
		14 地域手当 62 1 地域手当 32 2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム) 30
		4 共済費 165 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職) 124 4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)
		41
		2 大谷保育所運営費 $\Delta 4,639$

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 保育所費)							
4 児童館費	53,510	0	53,510	182			△182
計	746,929	△6,230	740,699	△3,136		△1,410	△1,684

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	103,460	977	104,437	2,185		172	△1,380
-----------	---------	-----	---------	-------	--	-----	--------

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		1 報酬	△3,000
		4 会計年度任用職員報酬	
		13 保育士	
		3 職員手当等	△1,239
		9 期末手当	△675
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		10 勤勉手当	△564
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△400
		6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 木原保育所運営費	△356
		1 報酬	△356
		4 会計年度任用職員報酬	
		13 保育士	△2,587
		16 生活介助員	2,231
		5 木原保育所管理費	△160
		12 委託料	△160
		2 保守点検委託料	△58
		1 消防・防火設備保守管理委託料	△4
		4 空調機器保守管理委託料	△54
		4 清掃委託料	△102
		1 清掃委託料	

		1 職員給与関係経費 (保健衛生総務費)	△197
1 報酬	318	2 給料	23
		2 一般職給	
		1 一般職給	
2 給料	456	3 職員手当等	△220
		2 住居手当	50
		1 住居手当	
3 職員手当等	146	3 通勤手当	7
		3 通勤手当 (一般職)	
4 共済費	49	9 期末手当	△190
		3 期末手当 (一般職)	
8 旅費	2	10 勤勉手当	△170
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	83
		3 退職手当負担金 (一般職)	
12 委託料	△500	3 母子保健事業費	6
		12 委託料	△500
		5 業務委託料	
		1 健康診断等委託料	
19 扶助費	324	19 扶助費	324

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 保健衛生総務費)							
2 予防費	36,786	△400	36,386			131	△531

区分	金額	説明	
22 償還金、利子及び割引料	182	4 医療福祉扶助費	250
		5 養育医療給付費	
		5 その他扶助費	74
		5 妊婦健康診査費	68
		10 新生児聴覚検査費	6
		22 償還金、利子及び割引料	182
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
		4 子育て世代包括支援事業費	1,168
		1 報酬	318
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	111
11 看護師	101		
18 栄養士	106		
2 給料	433		
3 会計年度任用職給			
1 会計年度任用職給			
3 職員手当等	366		
3 通勤手当	2		
4 通勤手当 (会計年度任用職フルタイム)			
9 期末手当	160		
4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	99		
5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	61		
10 勤勉手当	139		
2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)	86		
5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)	53		
12 退職手当	58		
5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)			
14 地域手当	7		
2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)			
4 共済費	49		
2 職員共済組合負担金	35		
4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	31		
5 職員共済組合負担金 (会計年度任用職パートタイム)	4		
6 社会保険料	14		
4 社会保険料 (会計年度任用職フルタイム)	4		
5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	10		
8 旅費	2		
1 費用弁償			
1 費用弁償			
2 予防接種事業費	△400		
19 扶助費	△400		
5 その他扶助費			
45 A類予防接種費			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 保健センター管理費	37,890	△51	37,839		△400		349
4 健康増進費	27,622	△4,663	22,959	△122		△924	△3,617
計	205,758	△4,137	201,621	2,063	△400	△621	△5,179

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	100,531	△29	100,502			△548	519
計	101,154	△29	101,125			△548	519

(単位：千円)

区分	金額	説明
12 委託料	△51	2 保健センター管理費 △51 12 委託料 △51 4 清掃委託料 1 清掃委託料
12 委託料	△4,663	2 健康診断事業費 △4,663 12 委託料 △4,663 5 業務委託料 5 集団健康診査委託料

2 給料	923	1 職員給与関係経費（環境衛生総務費） 1,589 2 給料 923 2 一般職給 776 1 一般職給
3 職員手当等	609	3 会計年度任用職給 147 1 会計年度任用職給
4 共済費	57	3 職員手当等 609 3 通勤手当 5 3 通勤手当（一般職）
12 委託料	△548	9 期末手当 274 3 期末手当（一般職） 237 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 37
17 備品購入費	△1,070	10 勤勉手当 220 1 勤勉手当 188 2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 32 12 退職手当 97 3 退職手当負担金（一般職） 78 5 退職手当負担金（会計年度任用職フルタイム） 19 14 地域手当 13 1 地域手当 10 2 地域手当（会計年度任用職フルタイム） 3
		4 共済費 57 2 職員共済組合負担金 51 3 職員共済組合負担金（一般職） 42 4 職員共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム） 9 6 社会保険料 6 4 社会保険料（会計年度任用職フルタイム）
		2 環境衛生事務費 △1,070 17 備品購入費 △1,070 3 公用車購入費 1 公用車購入費
		6 雑草除去委託事業費 △548 12 委託料 △548 5 業務委託料 1 雑草除去委託料

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 塵芥処理費	229,401	△465	228,936			35	△500
2 し尿処理費	20,366	△3,456	16,910	△2,304			△1,152
計	249,767	△3,921	245,846	△2,304		35	△1,652

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	24,802	376	25,178	19			357
2 農業総務費	53,308	974	54,282				974
3 農業振興費	68,255	△14,000	54,255				△14,000
5 農地費	125,415	△8,535	116,880	△9,332	13,000	△219	△11,984

(単位：千円)

区分	金額	説明
1 報酬	35	2 塵芥処理事業費 △500 12 委託料 △500 5 業務委託料 2 ゴミ収集委託料
12 委託料	△500	4 不法投棄対策事業費 35 1 報酬 35 4 会計年度任用職員報酬 81 廃棄物対策管理官
18 負担金補助及び交付金	△3,456	2 合併浄化槽設置事業費 △3,456 18 負担金補助及び交付金 △3,456 10 補助金 5 合併浄化槽設置事業

2 給料	254	1 職員給与関係経費（農業委員会費） 376 2 給料 254 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	122	3 職員手当等 122 9 期末手当 70 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 41 1 勤勉手当 12 退職手当 11 3 退職手当負担金（一般職）
3 職員手当等	974	1 職員給与関係経費（農業総務費） 974 3 職員手当等 974 5 時間外勤務手当 460 1 時間外勤務手当 9 期末手当 225 3 期末手当（一般職） 10 勤勉手当 187 1 勤勉手当 11 児童手当等 15 1 児童手当 12 退職手当 87 3 退職手当負担金（一般職）
18 負担金補助及び交付金	△14,000	5 産地確立推進事業費 △14,000 18 負担金補助及び交付金 △14,000 10 補助金 1 産地づくり助成金
18 負担金補助及び交付金	△8,535	2 土地改良振興事業費 △13,535 18 負担金補助及び交付金 △13,535 5 負担金 △220 4 土地改良事業団体連合会 10 補助金 △873 1 土地改良事業等補助金

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(5 農地費)							
計	271,846	△21,185	250,661	△9,313	13,000	△219	△24,653

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工振興費	165,101	100	165,201				100
2 観光費	34,502	△6,898	27,604				△6,898
計	199,603	△6,798	192,805				△6,798

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	59,279	1,641	60,920				1,641
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		15 交付金 △12,442
		25 みほ東部環境美化協議会多面的機能支払交付金
		3 県営土地改良事業負担金 5,000
		18 負担金補助及び交付金 5,000
		5 負担金
		25 余郷入地区土地改良事業調査計画費 1,000
		30 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 4,000

1 報酬	100	3 消費者行政推進事業費 100
		1 報酬 100
		4 会計年度任用職員報酬
		64 消費生活相談員
1 報酬	△2,800	2 観光振興事業費 △6,898
		1 報酬 △2,800
		4 会計年度任用職員報酬
		30 地域おこし協力隊
3 職員手当等	△998	3 職員手当等 △998
		9 期末手当 △542
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
4 共済費	△400	10 勤勉手当 △456
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
8 旅費	△610	4 共済費 △400
		6 社会保険料
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)
12 委託料	△2,090	8 旅費 △610
		1 費用弁償 △200
		1 費用弁償
		2 普通旅費 △410
		1 普通旅費
		12 委託料 △2,090
		5 業務委託料
		5 観光振興基本計画策定業務委託料

2 給料	905	1 職員給与関係経費 (土木総務費) 1,641
		2 給料 905
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	665	3 職員手当等 665
		1 扶養手当 6
		1 扶養手当
4 共済費	71	3 通勤手当 8
		3 通勤手当 (一般職)
		9 期末手当 271
		3 期末手当 (一般職)

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 土木総務費)							
計	59,279	1,641	60,920				1,641

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		10 勤勉手当	260
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	102
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		14 地域手当	18
		1 地域手当	
		4 共済費	71
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	74,526	△325	74,201	△622			297
3 道路新設改良費	264,043	△3,000	261,043		△1,400	△5,962	4,362
4 橋梁維持費	11,385	△1,485	9,900	△5,009			3,524
計	372,052	△4,810	367,242	△5,631	△1,400	△5,962	8,183

14 工事請負費	△325	3 つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費	△325
		14 工事請負費	△325
		1 土木工事	
		5 サイクリング環境整備工事	
16 公有財産購入費	△3,000	2 道路新設改良事業費	△3,000
		16 公有財産購入費	△3,000
		1 公有財産購入費	
		1 土地購入費	
12 委託料	△1,485	2 橋梁維持補修事業費	△1,485
		12 委託料	△1,485
		8 測量・設計・監理委託料	
		1 橋梁補修工事実施設計業務委託料	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	22,721	△728	21,993	△825			97
-----------	--------	------	--------	------	--	--	----

2 給料	255	1 職員給与関係経費 (都市計画総務費)	422
		2 給料	255
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	151	3 職員手当等	151
		3 通勤手当	3
		3 通勤手当 (一般職)	
4 共済費	16	9 期末手当	72
		3 期末手当 (一般職)	
18 負担金補助及び交付金	△1,150	10 勤勉手当	50
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	23
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		14 地域手当	3
		1 地域手当	
		4 共済費	16
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
		4 耐震改修促進事業費	△1,150
		18 負担金補助及び交付金	△1,150
		10 補助金	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 都市計画総務費)							
計	270,858	△728	270,130	△825			97

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	351,825	506	352,331				506
2 消防施設費	10,388	△4,900	5,488				△4,900
計	412,174	△4,394	407,780				△4,394

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	352,427	△6,297	346,130			△8,043	1,746
--------	---------	--------	---------	--	--	--------	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		17 木造住宅耐震改修設計及び工事補助金

18 負担金補助及び交付金	506	4 稲敷地方広域市町村圏事務組合負担金 506 18 負担金補助及び交付金 506 5 負担金 42 稲敷地方広域市町村圏事務組合（実務研修）
14 工事請負費	△4,900	2 消防施設管理費 △4,900 14 工事請負費 △4,900 2 建築工事 10 消火栓設置工事

1 報酬	△4,582	1 特別職給与関係経費（事務局費） 25 3 職員手当等 25 3 通勤手当 2 2 通勤手当（特別職）
2 給料	996	9 期末手当 23 2 期末手当（特別職）
3 職員手当等	△806	2 職員給与関係経費（事務局費） 1,614 2 給料 996 2 一般職給 1 一般職給
4 共済費	285	3 職員手当等 525 3 通勤手当 12 3 通勤手当（一般職）
8 旅費	△101	9 期末手当 222 3 期末手当（一般職）
11 役務費	△688	10 勤勉手当 173 1 勤勉手当
12 委託料	△1,896	12 退職手当 102 3 退職手当負担金（一般職）
18 負担金補助及び交付金	495	14 地域手当 16 1 地域手当 4 共済費 93 2 職員共済組合負担金 90 3 職員共済組合負担金（一般職） 6 社会保険料 3 6 社会保険料（再任用職員）
		3 事務局経費 △588 11 役務費 △688 4 手数料 32 公金取扱手数料 18 負担金補助及び交付金 100 10 補助金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 事務局費)							

節		説明
区分	金額	
		30 キッズカンパニー補助金
		4 学習充実指導講師配置事業費 981
		1 報酬 526
		4 会計年度任用職員報酬
		54 学習充実指導講師
		3 職員手当等 263
		9 期末手当 140
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 123
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
		4 共済費 192
		6 社会保険料
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)
		5 外国語教育推進事業費 △1,896
		12 委託料 △1,896
		5 業務委託料
		10 オンライン英会話レッスン委託料
		6 特別支援教育支援員配置事業費 △7,661
		1 報酬 △5,625
		4 会計年度任用職員報酬
		27 特別支援教育支援員
		3 職員手当等 △1,929
		9 期末手当 △699
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 △1,230
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
		8 旅費 △107
		1 費用弁償
		1 費用弁償
		7 県派遣学校教育指導主事配置事業費 395
		18 負担金補助及び交付金 395
		5 負担金
		16 県派遣学校教育指導主事設置
		8 教育相談センター事業費 433
		1 報酬 292
		4 会計年度任用職員報酬
		56 教育相談センター員
		3 職員手当等 135
		9 期末手当 70
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 65
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
		8 旅費 6
		1 費用弁償
		1 費用弁償
		12 学校教育支援経費 400
		1 報酬 225
		4 会計年度任用職員報酬

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 事務局費)							
計	353,906	△6,297	347,609			△8,043	1,746

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		100 教員業務支援員
		3 職員手当等 175
		9 期末手当 90
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 85
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	159,147	△12,036	147,111	17,862			△29,898
2 教育振興費	20,816	△6,321	14,495	△392			△5,929

2 給料	185	1 職員給与関係経費 (小学校費) 299
		2 給料 185
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	98	3 職員手当等 98
		9 期末手当 49
		3 期末手当 (一般職)
4 共済費	16	10 勤勉手当 32
		1 勤勉手当
10 需用費	△11,600	12 退職手当 14
		3 退職手当負担金 (一般職)
		14 地域手当 3
		1 地域手当
12 委託料	△735	4 共済費 16
		2 職員共済組合負担金 15
		3 職員共済組合負担金 (一般職)
		6 社会保険料 1
		6 社会保険料 (再任用職員)
		3 美浦小学校学校管理費 △11,600
		10 需用費 △11,600
		5 光熱水費
		1 電気使用料 △10,000
		5 上下水道使用料 △1,600
		5 小学校施設管理費 △735
		12 委託料 △735
		2 保守点検委託料 △535
		2 電気設備保守管理委託料 172
		4 空調機器保守管理委託料 △707
		5 業務委託料 △200
		90 防火設備定期報告業務委託料
13 使用料及び賃借料	△3,952	2 小学校要保護準要保護児童就学援助費 △1,597
		19 扶助費 △1,597
		3 児童福祉扶助費
		6 要保護、準要保護児童就学援助費
19 扶助費	△2,369	3 小学校特別支援教育奨励費 △772
		19 扶助費 △772
		3 児童福祉扶助費
		8 特別支援教育就学奨励費
		4 美浦小学校教育振興事業費 △3,952

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 教育振興費)							
計	179,963	△18,357	161,606	17,470			△35,827

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	43,812	△1,745	42,067				△1,745
2 教育振興費	14,337	△1,240	13,097	△127			△1,113
計	58,149	△2,985	55,164	△127			△2,858

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	101,338	1,811	103,149	48			1,763
--------	---------	-------	---------	----	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		13 使用料及び賃借料	△3,952
		1 使用料	
		15 プール使用料	

2 給料	78	1 職員給与関係経費 (中学校費)	106
		2 給料	78
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	27	3 職員手当等	27
		9 期末手当	14
		3 期末手当 (一般職)	
4 共済費	1	10 勤勉手当	12
		1 勤勉手当	
12 委託料	△1,851	14 地域手当	1
		1 地域手当	
		4 共済費	1
		6 社会保険料	
		6 社会保険料 (再任用職員)	
		5 中学校施設管理費	△1,851
		12 委託料	△1,851
		2 保守点検委託料	△1,654
		2 電気設備保守管理委託料	△171
		4 空調機器保守管理委託料	△1,046
		5 受水槽保守管理委託料	△437
		5 業務委託料	△197
		90 防火設備定期報告業務委託料	
19 扶助費	△1,240	2 中学校要保護準要保護生徒援助費	△1,034
		19 扶助費	△1,034
		3 児童福祉扶助費	
		7 要保護、準要保護生徒就学援助費	
		3 中学校特別支援教育奨励費	△206
		19 扶助費	△206
		3 児童福祉扶助費	
		8 特別支援教育就学奨励費	

2 給料	1,039	1 職員給与関係経費 (幼稚園費)	1,811
		2 給料	1,039
		2 一般職給	985
		1 一般職給	
3 職員手当等	692	3 会計年度任用職給	54
		1 会計年度任用職給	
4 共済費	80	3 職員手当等	692
		3 通勤手当	22
		3 通勤手当 (一般職)	

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 幼稚園費)							
計	101,338	1,811	103,149	48			1,763

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		9 期末手当	300
		3 期末手当 (一般職)	270
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	30
		10 勤勉手当	232
		1 勤勉手当	225
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)	7
		12 退職手当	118
		3 退職手当負担金 (一般職)	106
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)	12
		14 地域手当	20
		1 地域手当	
		4 共済費	80
		4 公立学校共済組合負担金	
		1 公立学校共済組合負担金	38
		4 公立学校共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	42

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	124,309	2,335	126,644				2,335
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

1 報酬	△51	1 職員給与関係経費 (社会教育総務費)	2,621
2 給料	1,495	2 給料	1,495
3 職員手当等	1,097	2 一般職給	1,204
4 共済費	107	1 一般職給	
13 使用料及び賃借料	△313	3 会計年度任用職給	291
		1 会計年度任用職給	
		3 職員手当等	1,019
		3 通勤手当	20
		3 通勤手当 (一般職)	15
		4 通勤手当 (会計年度任用職フルタイム)	5
		9 期末手当	430
		3 期末手当 (一般職)	360
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	70
		10 勤勉手当	353
		1 勤勉手当	291
		2 勤勉手当 (会計年度任用職フルタイム)	62
		12 退職手当	189
		3 退職手当負担金 (一般職)	145
		5 退職手当負担金 (会計年度任用職フルタイム)	44
		14 地域手当	27
		1 地域手当	21
		2 地域手当 (会計年度任用職フルタイム)	6
		4 共済費	107
		2 職員共済組合負担金	101
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	84
		4 職員共済組合負担金 (会計年度任用職フルタイム)	17
		6 社会保険料	6
		4 社会保険料 (会計年度任用職フルタイム)	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会教育総務費)							
2 公民館費	37,262	△2,033	35,229				△2,033
3 文化財保護費	48,743	△83	48,660			△83	

節		説明
区分	金額	
		2 社会教育事務費 △436
		1 報酬 △153
		3 非常勤職員報酬 △217
		23 社会教育委員
		4 会計年度任用職員報酬 64
		41 社会教育指導員
		3 職員手当等 30
		9 期末手当 16
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 14
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
		13 使用料及び賃借料 △313
		2 賃借料
		7 バス借上料
		12 中学校部活動地域移行推進事業費 150
		1 報酬 102
		4 会計年度任用職員報酬
		45 地域クラブコーディネーター
		3 職員手当等 48
		9 期末手当 26
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
		10 勤勉手当 22
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)
		2 中央公民館運営費 △442
7 報償費	△334	17 備品購入費 △442
		3 公用車購入費
		1 公用車購入費
12 委託料	△1,257	3 中央公民館管理費 △1,257
		12 委託料 △1,257
		2 保守点検委託料 △970
		5 受水槽保守管理委託料 △583
		26 電気工作物保守管理委託料 △249
		42 エレベーター保守管理委託料 △138
		4 清掃委託料 △287
		1 清掃委託料
		4 中央公民館事業費 △334
		7 報償費 △334
		1 報償金
		2 講師謝礼
		2 文化財施設管理費 △165
1 報酬	73	12 委託料 △165
		2 保守点検委託料
		5 受水槽保守管理委託料
3 職員手当等	9	5 安中開発文化財調査事業費 82
		1 報酬 73
		4 会計年度任用職員報酬
		88 埋蔵文化財発掘調査員
12 委託料	△165	3 職員手当等 9

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 文化財保護費)							
4 図書費	22,444	424	22,868				424
計	232,758	643	233,401			△83	726

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	50,587	△230	50,357				△230
4 学校給食費	113,478	△194	113,284				△194
計	173,195	△424	172,771				△424

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		9 期末手当	4
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		10 勤勉手当	5
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		2 図書室運営費	424
1 報酬	281	1 報酬	281
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
3 職員手当等	143	3 職員手当等	143
		9 期末手当	76
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		10 勤勉手当	67
		5 勤勉手当 (会計年度任用職パートタイム)	

12 委託料	△230	2 光と風の丘公園管理費	△230
		12 委託料	△230
		4 清掃委託料	
		1 清掃委託料	
2 給料	74	1 職員給与と関係経費 (学校給食費)	126
		2 給料	74
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	46	3 職員手当等	46
		9 期末手当	23
		3 期末手当 (一般職)	
4 共済費	6	10 勤勉手当	11
		1 勤勉手当	
12 委託料	△320	12 退職手当	10
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		14 地域手当	2
		1 地域手当	
		4 共済費	6
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
		7 学校給食施設管理費	△320
		12 委託料	△320
		4 清掃委託料	△199
		1 清掃委託料	
		5 業務委託料	△121
		11 給食室害虫等駆除委託料	

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,095 (3.50)			1,968	19,983	1,747	21,730	
	議員	12	39,210		13,432 (3.50)				52,642	11,414	64,056	
	その他の 特別職	756	37,788						37,788		37,788	
	計	770	76,998	13,920	17,527			1,968	110,413	13,161	123,574	
補正前	長等	2		13,920	4,037 (3.45)			1,966	19,923	1,747	21,670	
	議員	12	41,784		13,815 (3.45)				55,599	11,414	67,013	
	その他の 特別職	756	38,005						38,005		38,005	
	計	770	79,789	13,920	17,852			1,966	113,527	13,161	126,688	
比較	長等				58			2	60		60	
	議員		△ 2,574		△ 383				△ 2,957		△ 2,957	
	その他の 特別職		△ 217						△ 217		△ 217	
	計		△ 2,791		△ 325			2	△ 3,114		△ 3,114	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>110</u>) 159	145,247	608,059	491,789	1,245,095	217,996	1,463,091	
補正前	(<u>110</u>) 159	155,059	593,680	477,196	1,225,935	217,406	1,443,341	
比較	(<u> </u>)	△ 9,812	14,379	14,593	19,160	590	19,750	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,924	6,670	9,735	51,820	1,166	16,648	156,984	137,744	12,739	88,359	
	補正前	9,872	6,620	9,526	51,310	1,092	16,648	153,795	136,114	12,475	79,744	
	比較	52	50	209	510	74		3,189	1,630	264	8,615	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>9</u>) 122		504,992	389,096	894,088	160,954	1,055,042	
補正前	(<u>9</u>) 122		494,250	373,742	867,992	160,033	1,028,025	
比較	(<u> </u>)		10,742	15,354	26,096	921	27,017	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	9,924	6,670	8,088	47,272	1,166	16,648	113,496	101,284	10,660	73,888	
	補正前	9,872	6,620	7,891	46,762	1,092	16,648	109,966	98,585	10,463	65,843	
	比較	52	50	197	510	74		3,530	2,699	197	8,045	

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>101</u> 37)	145,247	103,067	102,693	351,007	57,042	408,049	
補 正 前	(<u>101</u> 37)	155,059	99,430	103,454	357,943	57,373	415,316	
比 較	(<u> </u>)	△ 9,812	3,637	△ 761	△ 6,936	△ 331	△ 7,267	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,647	4,548			43,488	36,460	2,079	14,471	
	補 正 前			1,635	4,548			43,829	37,529	2,012	13,901	
	比 較			12				△ 341	△ 1,069	67	570	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考	
給 料	10,742	給与改定に伴う増減分	10,742	行政職 10,452 技能労務職 290	30代後半までの職員が在職する号俸を重点的に改定 平均改定率 1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、 4級2.9%、5級以上2.8%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 其他 計 補正後 131 人 人 131 人 補正前 131 人 人 131 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	15,354	制度改正に伴う増減分	6,500	通勤手当 197 日直手当 74 期末手当 3,530 勤勉手当 2,699	
		その他の増減分	8,854	扶養手当 52 住居手当 50 通勤手当 時間外勤務手当 510 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 197 退職手当 8,045	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和8年3月1日現在	平均給料月額	338,701	291,167
	平均給与月額	395,432	308,916
	平均年令	42歳 4月	56歳 0月
令和8年1月1日現在	平均給料月額	338,701	291,167
	平均給与月額	387,887	308,390
	平均年令	42歳 2月	55歳 10月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	200,300	198,200	200,300	198,200
大 学 卒	232,000	-	232,000	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年3月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 27	() 22.7%			
	2	() 18	() 15.1%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和8年1月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 15.1%	3	()	()
	5	() 18	() 15.1%	2	()	()
	4	() 27	() 22.7%	1	()	()
	3	() 27	() 22.7%			
	2	() 18	() 15.1%			
	1	() 7	() 5.9%			
	計	() 119	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	122	119	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.250</u>) 2.350	(<u>2.45</u>) 4.65	有	
補正前	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
国の制度	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.250</u>) 2.350	(<u>2.45</u>) 4.65	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数 (人)	131
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第 2 2 号

令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 5 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 2 6, 7 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,105,328	13,337	1,118,665
	1 県補助金	1,105,327	13,337	1,118,664
6 繰入金		153,251	1,179	154,430
	1 他会計繰入金	133,874	1,179	135,053
歳入合計		1,612,231	14,516	1,626,747

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48,436	1,179	49,615
	1 総務管理費	45,586	1,179	46,765
2 保険給付費		1,086,853	13,337	1,100,190
	2 高額療養費	150,050	13,337	163,387
歳 出 合 計		1,612,231	14,516	1,626,747

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,105,328	13,337	1,118,665
6 繰入金	153,251	1,179	154,430
歳入合計	1,612,231	14,516	1,626,747

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	48,436	1,179	49,615			1,179	
2 保険給付費	1,086,853	13,337	1,100,190	13,337			
歳 出 合 計	1,612,231	14,516	1,626,747	13,337		1,179	

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	1,105,327	13,337	1,118,664
計	1,105,327	13,337	1,118,664

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	133,874	1,179	135,053
計	133,874	1,179	135,053

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 普通交付金	13,337	1 普通交付金	13,337

2 職員給与費等繰入金	1,179	5 職員給与費等繰入金	1,179
-------------	-------	-------------	-------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	44,813	1,179	45,992			1,179	
計	45,586	1,179	46,765			1,179	

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	150,000	13,337	163,337	13,337			
計	150,050	13,337	163,387	13,337			

節		説明
区分	金額	
1 報酬	57	1 職員給与関係経費 (国保費) 1,122
		2 給料 657
		2 一般職給
		1 一般職給
2 給料	657	3 職員手当等 405
		3 通勤手当 9
		3 通勤手当 (一般職)
3 職員手当等	405	9 期末手当 173
		3 期末手当 (一般職)
4 共済費	60	10 勤勉手当 152
		1 勤勉手当
		12 退職手当 64
		3 退職手当負担金 (一般職)
		14 地域手当 7
		1 地域手当
		4 共済費 60
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金 (一般職)
		2 国民健康保険事務費 57
		1 報酬 57
		4 会計年度任用職員報酬
		1 一般事務職員

18 負担金補助及び交付金	13,337	2 一般被保険者高額療養費 13,337
		18 負担金補助及び交付金 13,337
		5 負担金
		5 高額療養費

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	10	100					100		100	
	計	10	100					100		100	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	10	100					100		100	
	計	10	100					100		100	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>1</u> / <u>5</u>)	1,140	18,895	13,585	33,620	5,840	39,460	
補正前	(<u>1</u> / <u>5</u>)	1,083	18,238	13,180	32,501	5,780	38,281	
比較	(<u> </u>)	57	657	405	1,119	60	1,179	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	312	527	348	1,300		432	4,019	3,703	393	2,551	
	補正前	312	527	339	1,300		432	3,846	3,551	386	2,487	
	比較			9				173	152	7	64	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u> </u> / <u>5</u>)		18,895	13,585	32,480	5,840	38,320	
補正前	(<u> </u> / <u>5</u>)		18,238	13,180	31,418	5,780	37,198	
比較	(<u> </u>)		657	405	1,062	60	1,122	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	312	527	348	1,300		432	4,019	3,703	393	2,551	
	補正前	312	527	339	1,300		432	3,846	3,551	386	2,487	
	比較			9				173	152	7	64	

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1)	1,140			1,140		1,140	
補 正 前	(1)	1,083			1,083		1,083	
比 較	()	57			57		57	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備 考
	補 正 後											
	補 正 前											
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	657	給与改定に伴う増減分	657 行政職 技能労務職	30代後半までの職員が在職する号俸を重点的に改定 平均改定率 1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、 4級2.9%、5級以上2.8%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他
職 員 手 当	405	制度改正に伴う増減分	334 通勤手当 9 期末手当 173 勤勉手当 152	
		その他の増減分	71 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 7 退職手当 64	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	行政職	
令和8年3月1日現在	平均給料月額	308,860
	平均給与月額	382,322
	平均年令	36歳9月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	302,220
	平均給与月額	349,468
	平均年令	36歳6月

イ. 初任給

(単位：円)

区 分	行政職	国の制度
		行政職
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年3月1日現在	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
	4	1	20.0%
	3	2	40.0%
	2	()	()
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%
令和7年12月1日現在	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
	4	1	20.0%
	3	1	20.0%
	2	1	20.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種		
		行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.250}{2.350}$	$\frac{2.45}{4.65}$	有	
補正前	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	
国の制度	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.250}{2.350}$	$\frac{2.45}{4.65}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数 (人)	5
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第23号

令和7年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,604,007千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		300,407	984	301,391
	1 一般会計繰入金	256,149	984	257,133
保険事業勘定歳入合計		1,597,023	984	1,598,007
歳入合計		1,603,023	984	1,604,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		47,689	588	48,277
	1 総務管理費	37,574	588	38,162
2 保険給付費		1,437,309	0	1,437,309
	1 介護サービス等諸費	1,302,304	0	1,302,304
6 地域包括支援センター費		23,633	396	24,029
	1 総務管理費	23,633	396	24,029
保険事業勘定歳出合計		1,597,023	984	1,598,007
歳 出 合 計		1,603,023	984	1,604,007

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	300,407	984	301,391
歳入合計	1,597,023	984	1,598,007

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	47,689	588	48,277			588	
2 保険給付費	1,437,309	0	1,437,309				
6 地域包括支援センター 費	23,633	396	24,029			396	
歳 出 合 計	1,597,023	984	1,598,007			984	

2 歳 入
(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 その他一般会計繰入金	57,215	984	58,199
計	256,149	984	257,133

節		説明	
区分	金額		
1 職員給与費等繰入金	984	1 職員給与費等繰入金	984

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	37,574	588	38,162			588	
計	37,574	588	38,162			588	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	400,500	△13,000	387,500	△4,485		△5,135	△3,380
---------------	---------	---------	---------	--------	--	--------	--------

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費（介護保険費） 419
1 報酬	103	2 給料 158
		2 一般職給 14
		1 一般職給
2 給料	158	3 会計年度任用職給 144
		1 会計年度任用職給
3 職員手当等	303	3 職員手当等 243
		3 通勤手当 9
		3 通勤手当（一般職） 7
		4 通勤手当（会計年度任用職フルタイム） 2
4 共済費	22	9 期末手当 145
		3 期末手当（一般職） 108
		4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） 37
8 旅費	2	10 勤勉手当 34
		1 勤勉手当 2
		2 勤勉手当（会計年度任用職フルタイム） 32
		12 退職手当 52
		3 退職手当（一般職） 32
		5 退職手当（会計年度任用職フルタイム） 20
		14 地域手当 3
		2 地域手当（会計年度任用職フルタイム）
		4 共済費 18
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金（一般職） 4
		4 職員共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム） 14
		2 介護保険事務費 169
		1 報酬 103
		4 会計年度任用職員報酬
		1 一般事務職員
		3 職員手当等 60
		9 期末手当 33
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
		10 勤勉手当 27
		5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム）
		4 共済費 4
		6 社会保険料
		1 社会保険料（一般職非常勤職員）
		8 旅費 2
		1 費用弁償
		1 費用弁償
		2 居宅介護サービス給付費 △13,000
18 負担金補助及び交付金	△13,000	18 負担金補助及び交付金 △13,000
		5 負担金
		5 居宅介護サービス給付費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 施設介護サービス給付費	564,000	13,000	577,000	4,485		5,135	3,380
計	1,302,304	0	1,302,304				

(款) 6 地域包括支援センター費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	23,633	396	24,029			396	
計	23,633	396	24,029			396	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 施設介護サービス給付費 13,000
18 負担金補助及び交付金	13,000	18 負担金補助及び交付金 13,000 5 負担金 5 施設介護サービス給付費

		1 職員給与関係経費（地域包括） 396
2 給料	338	2 給料 338 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	58	3 職員手当等 58 9 期末手当 16 3 期末手当（一般職） 12 退職手当 41 3 退職手当（一般職） 14 地域手当 1 1 地域手当

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	24	1,704					1,704		1,704	
	計	24	1,704					1,704		1,704	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	24	1,704					1,704		1,704	
	計	24	1,704					1,704		1,704	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 7	3,327	25,968	20,587	49,882	8,632	58,514	
補正前	(<u>2</u>) 7	3,224	25,472	20,226	48,922	8,610	57,532	
比較	(<u> </u>)	103	496	361	960	22	982	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	410	600	414	2,650		324	6,660	5,241	540	3,748	
	補正前	410	600	405	2,650		324	6,466	5,180	536	3,655	
	比較			9				194	61	4	93	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u> </u>) 6		23,077	17,626	40,703	7,355	48,058	
補正前	(<u> </u>) 6		22,725	17,419	40,144	7,351	47,495	
比較	(<u> </u>)		352	207	559	4	563	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備考
	補正後	410	600	326	2,600		324	5,370	4,157	482	3,357	
	補正前	410	600	319	2,600		324	5,246	4,155	481	3,284	
	比較			7				124	2	1	73	

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>2</u> 1)	3,327	2,891	2,961	9,179	1,277	10,456	
補 正 前	(<u>2</u> 1)	3,224	2,747	2,807	8,778	1,259	10,037	
比 較	(<u> </u>)	103	144	154	401	18	419	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当	備 考
	補 正 後			88	50			1,290	1,084	58	391	
	補 正 前			86	50			1,220	1,025	55	371	
	比 較			2				70	59	3	20	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	352	給与改定に伴う増減分	352 行政職 技能労務職	30代後半までの職員が在職する号俸を重点的に改定 平均改定率 1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、 4級2.9%、5級以上2.8%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他
職員手当	207	制度改正に伴う増減分	133 通勤手当 7 期末手当 124 勤勉手当 2	
		その他の増減分	74 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 1 退職手当 73	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	行政職	
令和8年3月1日現在	平均給料月額	333,460
	平均給与月額	391,968
	平均年令	41歳 0月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	328,120
	平均給与月額	392,240
	平均年令	40歳 9月

イ. 初任給

(単位：円)

区 分	行政職	国の制度
		行政職
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 16.7%
	4	() 3	() 50.0%
	3	() 1	() 16.7%
	2	() 1	() 16.7%
	1	()	()
	計	() 6	() 100.0%
令和7年12月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 16.7%
	4	() 3	() 50.0%
	3	() 1	() 16.7%
	2	() 1	() 16.7%
	1	()	()
	計	() 6	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区分		合計	代表的な職種		
			行政職		
補 正 後	職員数 (A) (人)	6	6		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補 正 前	職員数 (A) (人)	6	6		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.250}{2.350}$	$\frac{2.45}{4.65}$	有	
補 正 前	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{2.40}{4.60}$	有	
国の制度	$\frac{1.200}{2.300}$	$\frac{1.250}{2.350}$	$\frac{2.45}{4.65}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	美浦村
支給率 (%)	2
支給対象職員数 (人)	6
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 24 号

令和 7 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 249,154 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		181,302	18,078	199,380
	1 後期高齢者医療保険料	181,302	18,078	199,380
3 繰入金		50,177	△2,565	47,612
	1 一般会計繰入金	50,177	△2,565	47,612
歳入合計		233,641	15,513	249,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		228,381	15,513	243,894
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	228,381	15,513	243,894
歳 出 合 計		233,641	15,513	249,154

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	181,302	18,078	199,380
3 繰入金	50,177	△2,565	47,612
歳入合計	233,641	15,513	249,154

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	228,381	15,513	243,894			15,513	
歳 出 合 計	233,641	15,513	249,154			15,513	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	123,259	△4,459	118,800
2 普通徴収保険料	58,043	22,537	80,580
計	181,302	18,078	199,380

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△4,459	5 現年度分特別徴収保険料	△4,459
1 現年度分普通徴収保険料	22,357	5 現年度分普通徴収保険料	22,357
2 滞納繰越分普通徴収保険料	180	5 滞納繰越分普通徴収保険料	180

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	47,061	△2,565	44,496
計	50,177	△2,565	47,612

1 保険基盤安定繰入金	△2,565	5 保険基盤安定繰入金	△2,565
-------------	--------	-------------	--------

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	228,381	15,513	243,894			15,513	
計	228,381	15,513	243,894			15,513	

節		説明	
区分	金額		
		2 後期高齢者医療広域連合納付金	15,513
18 負担金補助及び交付金	15,513	18 負担金補助及び交付金	15,513
		5 負担金	
		3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金	18,078
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金	△2,565

議案第 25 号

令和 7 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度美浦村の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度美浦村水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 水道事業収益	538,502 千円	2,461 千円	540,963 千円
第 1 項 営業収益	515,459 千円	2,461 千円	517,920 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	563,714 千円	4,913 千円	568,627 千円
第 1 項 営業費用	549,187 千円	4,913 千円	554,100 千円

（債務負担行為）

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり変更する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
自治体クラウド事業パソコン賃貸借業務	令和 8 年度～ 令和 12 年度	3,178 千円	令和 8 年度～ 令和 12 年度	3,594 千円

令和 8 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 7年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			538,502	2,461	540,963	
	1. 営業収益		515,459	2,461	517,920	
		3. その他営業収益		6,377	2,461	8,838

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			563,714	4,913	568,627	
	1. 営業費用		549,187	4,913	554,100	
		2. 配水及び給水費	74,649	78	74,727	
		4. 総係費	59,763	△ 1,097	58,666	
		5. 減価償却費	118,627	5,932	124,559	

令和 7年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 33,963	△ 2,676	△ 36,639
減価償却費	118,627	5,932	124,559
資産減耗費	0	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	175	0	175
長期前受金戻入額	△ 22,292	0	△ 22,292
受取利息及び受取配当金	△ 25	0	△ 25
支払利息	11,323	0	11,323
未収金の増減額 (△は増加)	△ 14,002	△ 2,237	△ 16,239
未払金の増減額 (△は減少)	△ 13,464	0	△ 13,464
たな卸資産の増減額 (△は増加)	27	0	27
小計	46,407	1,019	47,426
利息及び配当金の受取額	25	0	25
利息の支払額	△ 11,323	0	△ 11,323
業務活動によるキャッシュ・フロー	35,109	1,019	36,128
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 261,884	0	△ 261,884
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 260,024	0	△ 260,024
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	251,400	0	251,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 41,963	0	△ 41,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	209,437	0	209,437
資金増加額 (又は減少額)	△ 15,478	1,019	△ 14,459
資金期首残高	876,294	0	876,294
資金期末残高	860,816	1,019	861,835

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	3,041	18,083		11,394	32,518	5,688	38,206
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	3,041	18,083		11,394	32,518	5,688	38,206
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	4,138	17,571		11,688	33,397	5,828	39,225
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	4,138	17,571		11,688	33,397	5,828	39,225
比 較	損益勘定支弁職員			△ 1,097	512		△ 294	△ 879	△ 140	△ 1,019
	資本勘定支弁職員									
	合 計			△ 1,097	512		△ 294	△ 879	△ 140	△ 1,019

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後	320	6	160	412	432	3,820	3,427	376	2,441
	補正前	320	6	160	1,200	432	3,532	3,278	367	2,393
	比 較				△ 788		288	149	9	48

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		18,083		9,863	27,946	5,156	33,102
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		18,083		9,863	27,946	5,156	33,102
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		17,571		10,288	27,859	4,932	32,791
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		17,571		10,288	27,859	4,932	32,791
比 較	損益勘定支弁職員				512		△ 425	87	224	311
	資本勘定支弁職員									
	合 計				512		△ 425	87	224	311

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後	320	6	160	412	432	2,989	2,727	376	2,441
	補正前	320	6	160	1,200	432	2,832	2,578	367	2,393
	比 較				△ 788		157	149	9	48

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計	
	特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		2	3,041			1,531	4,572	532	5,104
	資本勘定支弁職員									
	合 計		2	3,041			1,531	4,572	532	5,104
補正前	損益勘定支弁職員		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
	資本勘定支弁職員									
	合 計		2	4,138			1,400	5,538	896	6,434
比較	損益勘定支弁職員			△ 1,097			131	△ 966	△ 364	△ 1,330
	資本勘定支弁職員									
	合 計			△ 1,097			131	△ 966	△ 364	△ 1,330

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後						831	700		
	補正前						700	700		
	比 較						131			

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	512	給与改定に伴う増減分	512 行政職	512 30代後半までの職員が在職する号俸を重点的に改定 平均改定率 1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、 4級2.9%、5級以上2.8%
		昇給に伴う増減分		行政職
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動 による差額 その他
職員手当	△ 425	制度改正に伴う増減分	306 通勤手当 期末手当 157 勤勉手当 149	
		その他の増減分	△ 731 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 △ 788 管理職手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 9 退職手当 48	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和8年3月1日現在	平均給料月額	387,367	310,400
	平均給与月額	417,059	338,687
	平均年令	50歳 7月	37歳 7月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	385,400	305,200
	平均給与月額	420,261	328,094
	平均年令	50歳 4月	37歳 4月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	200,300	200,300	
大 学 卒	232,000	232,000	

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			級	職員数(人)	構成比(%)
	級	職員数(人)	構成比(%)			
令和8年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	1	25.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	2	50.0%	4	()	()
	3	1	25.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0%	計	()	()
令和7年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	1	25.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	2	50.0%	4	()	()
	3	1	25.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
			行政職			
補 正 後	職員数(A)(人)	4	4			
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4	4			
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種		
給料総額に対する比率(%)	0		
支給対象職員の比率(%)	0		
代表的な特殊勤務手当の名称			

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.200}{2.300}$)	($\frac{1.250}{2.350}$)	($\frac{2.45}{4.65}$)	有	
補正前	($\frac{1.200}{2.300}$)	($\frac{1.200}{2.300}$)	($\frac{2.40}{4.60}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.200}{2.300}$)	($\frac{1.250}{2.350}$)	($\frac{2.45}{4.65}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和 7年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
1.	水道事業収益		538,502	2,461	540,963	
	1.	営業収益	515,459	2,461	517,920	
		3.	その他営業収益	6,377	2,461	8,838

節		説 明
区 分	金 額	
受託収益	2,461	・受託収益 2,461

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1.	水道事業費用		563,714	4,913	568,627				
	1.	営業費用	549,187	4,913	554,100				
		2.	配水及び給水費	74,649	78	74,727	給料	124	・職員給料 124
						手当	△ 59	・時間外手当 △ 144 ・期末手当 36 ・勤勉手当 31 ・地域手当 2 ・退職手当組合負担金 16	
		4.	総係費	59,763	△ 1,097	58,666	法定福利費	13	・職員共済組合負担金 13
						給料	388	・職員給料 388	
						手当	△ 235	・期末手当 121 ・期末手当(会計年度任用職員パートタイム) 131 ・勤勉手当 118 ・地域手当 7 ・退職手当組合負担金 32 ・時間外手当 △ 644	
						報酬	△ 1,097	・会計年度任用職員報酬(パートタイム) △ 1,097	
						法定福利費	△ 153	・職員共済組合負担金 211 ・職員共済組合負担金(会計年度任用職員) △ 364	
		5.	減価償却費	118,627	5,932	124,559	構築物減価償却費	3,248	・構築物減価償却費 3,248
						機械及び装置減価償却費	2,612	・機械及び装置減価償却費 2,612	
						工具・器具・備品減価償却費	72	・工具・器具・備品減価償却費 72	

議案第26号

令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事業費用	915,752千円	13,802千円	929,554千円
第1項 営業費用	832,920千円	10,697千円	843,617千円
第2項 営業外費用	66,708千円	1,690千円	68,398千円
第3項 特別損失	3,124千円	1,415千円	4,539千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額329,822千円は、消費税等資本的収支調整額33,831千円及び損益勘定留保資金295,991千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	727,171千円	△88,441千円	638,730千円
第1項 企業債	391,000千円	△43,600千円	347,400千円
第3項 補助金	327,872千円	△44,841千円	283,031千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,063,856千円	△95,304千円	968,552千円
第1項 建設改良費	758,423千円	△88,004千円	670,419千円
第2項 企業債償還金	305,433千円	△7,300千円	298,133千円

（債務負担行為）

第4条 既定の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃貸借・保守料	令和8年度～令和12年度	2,800千円

令和8年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 7年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			915,752	13,802	929,554	
	1. 営業費用		832,920	10,697	843,617	
		9. 業務費	20,636	2,558	23,194	
		10. 総係費	38,463	△ 3,142	35,321	
		11. 減価償却費	456,791	11,281	468,072	
	2. 営業外費用		66,708	1,690	68,398	
		2. 雑支出	210	1,690	1,900	
	3. 特別損失		3,124	1,415	4,539	
		1. 過年度損益修正損	210	4,007	4,217	
		3. その他特別損失	2,912	△ 2,592	320	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			727,171	△ 88,441	638,730	
	1. 企業債		391,000	△ 43,600	347,400	
		1. 企業債	391,000	△ 43,600	347,400	
	3. 補助金		327,872	△ 44,841	283,031	
		1. 補助金	327,872	△ 44,841	283,031	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,063,856	△ 95,304	968,552	
	1. 建設改良費		758,423	△ 88,004	670,419	
		1. 管渠建設改良費	665,392	△ 12,103	653,289	
		5. 処理場建設改良費	93,028	△ 75,901	17,127	
	2. 企業債償還金		305,433	△ 7,300	298,133	
		1. 企業債償還金	305,433	△ 7,300	298,133	

令和 7年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日)

(単位：円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	16,932	△ 61,382	△ 44,450
減価償却費	456,790	11,281	468,071
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	300	400	700
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 131	123	△ 8
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 51	0	△ 51
長期前受金戻入額	△ 282,768	0	△ 282,768
受取利息及び受取配当金	△ 2	0	△ 2
支払利息	66,397	0	66,397
未収金の増減額 (△は増加)	△ 147,472	18,641	△ 128,831
未払金の増減額 (△は減少)	16,886	2,558	19,444
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	126,881	△ 28,379	98,502
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 66,397	0	△ 66,397
業務活動によるキャッシュ・フロー	60,486	△ 28,379	32,107
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,218,769	79,991	△ 1,138,778
補助金による収入	617,000	△ 44,841	572,159
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	8,294	0	8,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 593,475	35,150	△ 558,325
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	677,000	△ 43,600	633,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 299,549	7,300	△ 292,249
財務活動によるキャッシュ・フロー	377,451	△ 36,300	341,151
資金増加額 (又は減少額)	△ 155,538	△ 29,529	△ 185,067
資金期首残高	760,030	0	760,030
資金期末残高	604,492	△ 29,529	574,963

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		14,133		8,904	23,037	4,193	27,230
	資本勘定支弁職員		2		6,679		4,469	11,148	2,165	13,313
	合 計		6		20,812		13,373	34,185	6,358	40,543
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		13,727		9,754	23,481	4,193	27,674
	資本勘定支弁職員		2		6,414		4,334	10,748	2,139	12,887
	合 計		6		20,141		14,088	34,229	6,332	40,561
比 較	損益勘定支弁職員				406		△ 850	△ 444		△ 444
	資本勘定支弁職員				265		135	400	26	426
	合 計				671		△ 715	△ 44	26	△ 18

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後	341	443	267	1,559	324	3,866	2,969	433	3,171
	補正前	341	443	271	2,119	324	3,852	3,224	425	3,089
	比 較			△ 4	△ 560		14	△ 255	8	82

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		14,133		8,904	23,037	4,193	27,230
	資本勘定支弁職員		2		6,679		4,469	11,148	2,165	13,313
	合 計		6		20,812		13,373	34,185	6,358	40,543
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		13,727		9,754	23,481	4,193	27,674
	資本勘定支弁職員		2		6,414		4,334	10,748	2,139	12,887
	合 計		6		20,141		14,088	34,229	6,332	40,561
比 較	損益勘定支弁職員				406		△ 850	△ 444		△ 444
	資本勘定支弁職員				265		135	400	26	426
	合 計				671		△ 715	△ 44	26	△ 18

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後	341	443	267	1,559	324	3,866	2,969	433	3,171
	補正前	341	443	271	2,119	324	3,852	3,224	425	3,089
	比 較			△ 4	△ 560		14	△ 255	8	82

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金		
補 正 後	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							
補 正 前	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							
比 較	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当
	補正後									
	補正前									
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	671	給与改定に伴う増減分	671 行政職	30代後半までの職員が在職する号俸を重点的に改定 平均改定率 1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、 4級2.9%、5級以上2.8%
		昇給に伴う増減分	行政職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 6人 6人 補正前 6人 6人 増 減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	△ 715	制度改正に伴う増減分	280 通勤手当 3 期末手当 172 勤勉手当 105	
		その他の増減分	△ 995 扶養手当 住居手当 通勤手当 △ 7 時間外勤務手当 △ 560 管理職手当 期末手当 △ 158 勤勉手当 △ 360 地域手当 8 退職手当 82	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和8年3月1日現在	平均給料月額	342,325	273,600
	平均給与月額	390,001	345,282
	平均年令	48歳 3月	31歳 0月
令和7年12月1日現在	平均給料月額	336,300	265,050
	平均給与月額	380,446	327,592
	平均年令	48歳 0月	30歳 9月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職	一般会計の制度	
		行政職	
高 校 卒	200,300	200,300	
大 学 卒	232,000	232,000	

ウ. 級別職員数

区 分	行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	1	16.7%	4	()	()
	3	2	33.3%	3	()	()
	2	2	33.3%	2	()	()
	1	1	16.7%	1	()	()
	計	6	100.0%	計	()	()
令和7年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	1	16.7%	4	()	()
	3	2	33.3%	3	()	()
	2	2	33.3%	2	()	()
	1	1	16.7%	1	()	()
	計	6	100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区 分	合 計	代表的な職種				
		行政職				
補 正 後	職員数(A)(人)	6	6			
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	6	6			
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種		
給料総額に対する比率(%)	0		
支給対象職員の比率(%)	0		
代表的な特殊勤務手当の名称			

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.250</u>) 2.350	(<u>2.45</u>) 4.65	有	
補正前	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>2.40</u>) 4.60	有	
一般会計の制度	(<u>1.200</u>) 2.300	(<u>1.250</u>) 2.350	(<u>2.45</u>) 4.65	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和 7年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.			915,752	13,802	929,554
	1.		832,920	10,697	843,617
		9. 業務費	20,636	2,558	23,194
		10. 総係費	38,463	△ 3,142	35,321
		11. 減価償却費	456,791	11,281	468,072
	2.		66,708	1,690	68,398
		2. 雑支出	210	1,690	1,900
	3.		3,124	1,415	4,539
		1. 過年度損益修正 損	210	4,007	4,217
		3. その他特別損失	2,912	△ 2,592	320

節		説 明	
区 分	金 額		
委託料	2,558	・公共下水道使用料徴収事務委託料 ・農業集落排水事業使用料徴収事務委託料	1,692 866
給料	406	・職員給料	406
手当	△ 850	・通勤手当 ・時間外勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・退職手当負担金 ・地域手当	△ 6 △ 560 △ 59 △ 299 66 8
賞与引当金繰入 額	423	・賞与引当金繰入額	423
法定福利費引当 金繰入額	60	・法定福利費引当金繰入額	60
委託料	△ 3,281	・循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料	△ 3,281
貸倒引当金繰入 額	100	・貸倒引当金繰入額	100
構築物減価償却 費	23,813	・構築物減価償却費	23,813
機械及び装置減 価償却費	△ 12,532	・機械及び装置減価償却費	△ 12,532
その他雑支出	1,690	・3条特定収入に係る仮払消費税減(公下) ・3条特定収入に係る仮払消費税減(農集)	1,458 232
過年度損益修正 損	4,007	・回収済み未収金の誤計上	4,007
その他特別損失	△ 2,592	・企業債繰上償還補償金	△ 2,592

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			727,171	△ 88,441	638,730
	1. 企業債		391,000	△ 43,600	347,400
		1. 企業債	391,000	△ 43,600	347,400
	3. 補助金		327,872	△ 44,841	283,031
1. 補助金		327,872	△ 44,841	283,031	

節		区 分	金 額	説 明
		企業債	△ 43,600	・企業債 △ 43,600
		国庫補助金	△ 44,841	・社会資本整備総合交付金 △ 44,841

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	資本的支出		1,063,856	△ 95,304	968,552
	1.	建設改良費	758,423	△ 88,004	670,419
		1. 管渠建設改良費	665,392	△ 12,103	653,289
		5. 処理場建設改良費	93,028	△ 75,901	17,127
	2.	企業債償還金	305,433	△ 7,300	298,133
		1. 企業債償還金	305,433	△ 7,300	298,133

節		説 明	
区 分	金 額		
給料	265	・給料	265
手当	135	・通勤手当	2
		・期末手当	73
		・勤勉手当	44
		・退職手当負担金	16
法定福利費	26	・職員共済組合負担金	26
工事請負費	△ 12,529	・ストックマネジメント関連工事(補助)	△ 12,529
工事請負費	△ 75,901	・ストックマネジメント事業(補助)	△ 72,001
		・ストックマネジメント事業(単独)	△ 3,900
企業債償還金(建設改良費)	△ 7,300	・企業債元金繰上償還金	△ 7,300